官

報

(農林水産・経済産業・環境五)

Ŧ.

2

2

略



発行 内閣府 原稿作成 国立印刷局)

○アメリカ合衆国が使用を許される施

0

提供が決定された件

国会事項

同使用、共同使用の条件変更、新規 設及び区域について、一部返還、共

⅓○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、

及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め 三条の三の二十九第一項及び第三項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十

原稿作成

目

県 内閣

(浜市 静岡市 士財務省 岐阜県

大阪市 静岡県

堺市

一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等

原子力規制委員会委員長 山中

部を次のように改正する。

人事異動

令和七年五月二十七日

横浜市

皇室事項

次

則

規

O実用発電用原子炉の設置、運転等に 関する規則及び研究開発段階発電用 原子炉の設置、運転等に関する規則 の一部を改正する規則 (原子力規制委四)

〇令和七管理年度における特定水産資 〇消防職員委員会の組織及び運営の基 準の 源(みんくくじら)の採捕の停止に 一部を改正する件 (消防庁四)

〇生活保護法第五十五条の三に基づく 指定医療機関に関する告示 (関東信越厚生局三)

〇容器包装に係る分別収集及び 再商品 四項の規定に基づく自主回収の認定 化の促進等に関する法律第十八条第

法規的告示

関する件(農林水産八一六)

その他告示

〇保安林の指定をする件 (農林水産八一七~八三二)

取消に関して公示する件

公示催告、失踪、

裁判所

官庁報告

戸籍が滅失した件(法務省告示配二九)

資

及び令和六年度中国際収支状況(速報 令和七年三月中国際収支状況 (財務省) (速報)

公

諸 事

項

金融商品取引業者営業保証金取 建設業の許可の取消処分関係

会社その他 破産、免責、特別清算、 再生、所有者不明関係 会社更生、 除権決定、

日本国に帰化を許可する件(同三〇)

分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正前欄 改正後欄

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部 対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。) 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九 年を超えない時期とする。ただし、発電用 期は、定期事業者検査が終了した日以降一 第一項の原子力規制委員会規則で定める時 ないものにあっては、その運転が開始され 加の工事の後、定期事業者検査を行ってい 原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増 た日以降一年を超えない時期とする。 (評価の結果等の届出)

第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九 第三項の規定による届出をしようとする者 該安全性向上評価に係る調査及び分析並び 日以内に、当該安全性向上評価の結果、当 は、安全性向上評価が終了した日から三十 委員会に届け出なければならない。 に評定の方法並びに次条に定める事項(以 (略) 「評価の結果等」という。)を原子力規制

正

第九十九条の三 期は、定期事業者検査が終了した日以降六第一項の原子力規制委員会規則で定める時 月を超えない時期とする。ただし、発電用 ないものにあっては、その運転が開始され 加の工事の後、定期事業者検査を行ってい た日以降六月を超えない時期とする。 原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増 (安全性の向上のための評価の実施時期) 法第四十三条の三の二十九

第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九 当該安全性向上評価の結果、当該安全性向 は、安全性向上評価をした後、 第三項の規定による届出をしようとする者 け出なければならない。 法並びに次条に定める事項(以下「評価の 上評価に係る調査及び分析並びに評定の方 結果等」という。)を原子力規制委員会に届 遅滞なく、

|評価の結果等の届出

規

則

0

 \triangleright

官

第二条 研究開発段階発電用原子炉の設置、 の (研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正) 一部を次のように改正する。 、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第百二十二号)

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄 分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄 は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部 に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する これを加える。

(安全性の向上のための評価の実施時期) 改 正 後

改

正

前

第九十四条の三 年を超えない時期とする。ただし、発電用 ||期は、定期事業者検査が終了した日以降|| 第一項の原子力規制委員会規則で定める時 ないものにあっては、その運転が開始され 原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増 た日以降一年を超えない時期とする。 (評価の結果等の届出) の工事の後、 定期事業者検査を行ってい 法第四十三条の三の二十九

第九十四条の四 委員会に届け出なければならない に評定の方法並びに次条に定める事項(以 該安全性向上評価に係る調査及び分析並び 日以内に、当該安全性向上評価の結果、当 第三項の規定による届出をしようとする者 「評価の結果等」という。)を原子力規制 安全性向上評価が終了した日から三十 法第四十三条の三の二十九

> 第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九 月を超えない時期とする。ただし、発電用 期は、定期事業者検査が終了した日以降六第一項の原子力規制委員会規則で定める時 ないものにあっては、その運転が開始され 加の工事の後、定期事業者検査を行ってい 原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増 た日以降六月を超えない時期とする。 (評価の結果等の届出) (安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十四条の四 法第四十三条の三の二十九 当該安全性向上評価の結果、当該安全性向 第三項の規定による届出をしようとする者 け出なければならない。 結果等」という。)を原子力規制委員会に届 法並びに次条に定める事項(以下「評価の 上評価に係る調査及び分析並びに評定の方 安全性向上評価をした後、遅滞なく、

附 則

(略)

2

(略)

この規則は、 公布の日から施行する。

2 力規制委員会規則第十六号) (原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正) 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(平成二十五年原子 の一部を次のように改正する。

令和 **7** 年 **5** 月 **27** 日

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄 分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄 は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部 対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という。) に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する これを加える。

改 則 正 後 改 則 正 前

第十五条 この規則の施行の際現に設置法附 制法第四十三条の三の五第一項の規定によ 則第三十条第一項の規定により第五号新規

の定期事業者検査が終了した日以降一年を 則の施行後最初に行う定期事業者検査の次 期は、第十条の規定による改正後の実用発 項に規定する原子力規制委員会で定める時 の二十九第一項の規定による評価に係る同 可を受けている者がこの規則の施行後最初 第四十三条の三の五第一項の規定による許 りされた許可とみなされた第五号旧規制法 超えない時期とする。 九十九条の三の規定にかかわらず、この規 電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 にするべき第五号新規制法第四十三条の三

第十五条 この規則の施行の際現に設置法附 第四十三条の三の五第一項の規定による許 制法第四十三条の三の五第一項の規定によ の定期事業者検査が終了した日以降六月を 則の施行後最初に行う定期事業者検査の次 期は、第十条の規定による改正後の実用発 項に規定する原子力規制委員会で定める時 可を受けている者がこの規則の施行後最初 りされた許可とみなされた第五号旧規制法 則第三十条第一項の規定により第五号新規 超えない時期とする。 九十九条の三の規定にかかわらず、この規 電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 の二十九第一項の規定による評価に係る同 にするべき第五号新規制法第四十三条の三

法 規 的 告 示

〇消防庁告示第四号

の組織及び運営の基準(平成八年消防庁告示第五号)の一部を次のように改正する。消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十七条第四項の規定に基づき、 消防職員委員会

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 令和七年五月二十七日 消防庁長官 池田

備考 表中の [] の記載は注記である。	[2~6 略] [2~6	改正後
	[2~6 同上] (委員会の会議及び議事等) (委員会の会議及び議事等)	改正
	等) 毎年度の前半 するとともに、	前

則

この告示は、 公布の日から施行する。

〇農林水産省告示第八百十六号

令和七年五月二十七日

特定水産資源の採捕の停止に関する省令(令和二年農林水産省令第六十九号)第一項の規定に基づ 次のとおり告示する。

農林水産大臣

小泉進次郎

三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。 大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法 ら基地式捕鯨業(オホーツク海域)におけるみんくくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る 資源管理基本方針(令和二年農林水産省告示第千九百八十二号)別紙2-37に規定するみんくくじ (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第

指定施業要件

〇農林水産省告示第八百十七号

○関東信越厚生局告示第三号

定医療機関は、令和七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、 十五条の三第二号の規定に基づき告示する。 足医療機関は、令和七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五次の表の上欄に掲げる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づく指

令和七年五月二十七日

行政法人国立病院機構千葉東 変更前の名称

> 更 後 の 名

関東信越厚生局長 武田

康久 地

医療センター千葉東病院独立行政法人国立病院機構千葉 変

その他告

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 令和七年五月二十七日

良ヶ谷一五八九の二 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 福岡県朝倉市山田字奈

農林水産大臣

小泉進次郎

立木の伐採の方法 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

2 その他の森林については、主伐に係る伐 部分に限る。 採種を定めない。 字奈良ヶ谷一五八九の二(次の図に示す

官

3 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 備え置いて縦覧に供する。 及び樹種次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百十八号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 一十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 令和七年五月二十七日

木四〇二、四〇三の一、四二六、四二七 指定の目的 保安林の所在場所 愛媛県喜多郡内子町五百 土砂の流出の防備 農林水産大臣 小泉進次郎

百七十三番片 地市中央区仁戸名町六

指定施業要件

1 1 次の森林については、主伐は、立木の伐採の方法 択伐によ

2 その他の森林については、主伐に係る伐 て次の図に示す部分に限る。) 五百木四〇二・四二七(以上二筆につい

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。

の図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に 備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百十九号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年五月二十七日

字上鍵山一二五〇の一、一二八一、一二八二、保安林の所在場所 愛媛県北宇和郡鬼北町大 七、一八〇九から一八一三まで、一八一五 八一七まで 七九六から一七九八まで、一八〇六、一八〇 農林水産大臣 小泉進次郎 から

指定の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件

(--)立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、 択伐によ

て次の図に示す部分に限る。)、一八一〇か 九・一八一三・一八一七(以上九筆につい 九八まで・一八〇六・一八〇七・一八〇 ら一八一二まで 大字上鍵山一二八二・一七九六から一七

3

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ

〇農林水産省告示第八百二十号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年五月二十七日

六八、二八六九の二、二八七〇、二八七二の二五、二八六六の二から二八六六の四まで、二八 指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

2 八・二八六八・二八六九の二・二八七〇・ 示す部分に限る。) 二八七二の二(以上七筆について次の図に その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。

の図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

その他の森林については、主伐に係る伐 | 一

ものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字蕨生一九八三から一九八八まで、二八四〇の保安林の所在場所 愛媛県北宇和郡松野町大農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件

大字蕨生一九八五・一九八六・一九八

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。)

〇農林水産省告示第八百二十一号

令和七年五月二十七日 農林水産大臣 小泉進次郎

六の一、甲二八六の三、甲二八六の四、甲三四 保安林の所在場所 愛媛県松山市泊町甲二八

三 指定の目的 指定施業要件 土砂の流出の防

□ 立木の伐採の方法

1

八六の四・甲三四二(以上四筆について次 次の森林については、主伐は、 泊町甲二八六の一・甲二八六の三・甲二 択伐によ

の図に示す部分に限る。)

2 採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐

3 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に □ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百二十二号

二十五条第一項の規定により、 の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年五月二十七日

字富岡二八五四、二八五五 保安林の所在場所 愛媛県北宇和郡松野町大 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

2 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 主伐として伐採をすることができる立木 当該立木の所在する市町村に係る市町

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

る。 媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛

〇農林水産省告示第八百二十三号

二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 令和七年五月二十七日 農林水産大臣 小泉進次郎

六四二の一、六四二の二 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 愛媛県西予市城川町魚成

立木の伐採の方法 次の森林については、

主伐は、

択伐によ

その他の森林については、主伐に係る伐 城川町魚成六四二の一・六四二の二(以 二筆について次の図に示す部分に限る。)

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種、次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

官

〇農林水産省告示第八百二十四号

備え置いて縦覧に供する。

の図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年五月二十七日

町東明神乙六六六の一、乙六六六の六、乙六六 六の七、乙六六六の九、乙六六六の一二 保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 水源の涵養

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

3

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

令和 **7** 年 **5** 月 **27** 日

する。) 媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛 及び樹種次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百二十五号

一十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

小川山乙一一三三の一、乙一一五八の一、乙一 保安林の所在場所 愛媛県四国中央市金砂町 五八の二

指定の目的 水源の涵養

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

ものとする。

する。) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百二十六号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年五月二十七日

町下畑野川乙一三三五の一、乙一三四三 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原 農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件

次の森林については、 主伐は、択伐によ

1

(以上二筆について次の図に示す部分に限 下畑野川乙一三三五の一・乙一三四三 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 2

の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件

2 主伐として伐採をすることができる立木 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町

媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の方法

る。)

3 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種、次のとおりとする。

場に備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役

3

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

町下畑野川乙九六二の一、乙九六五の一 保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原 農林水産大臣 小泉進次郎

立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

(以上二筆について次の図に示す部分に限 下畑野川乙九六二の一・乙九六五の一

採種を定めない。

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

場に備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 立木の伐採の限度の次のとおりとする。

その他の森林については、主伐に係る伐

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間は間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 そ

〇農林水産省告示第八百二十七号

令和七年五月二十七日

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

その他の森林については、主伐に係る伐

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百二十八号

の指定をする。

令和七年五月二十七日 農林水産大臣

小泉進次郎

採種を定めない。

2

その他の森林については、主伐に係る伐

三七〇二の一、三七〇三 保安林の所在場所 愛媛県喜多郡内子町本川

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、 択伐によ

について次の図に示す部分に限る。) 本川三七〇二の一・三七〇三(以上二筆

採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐

2

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 主伐として伐採をすることができる立木 当該立木の所在する市町村に係る市町

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ

〇農林水産省告示第八百二十九号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年五月二十七日

の一、八五 早川内字香風八二の一、八三、八三の二、八四 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町木 農林水産大臣 小泉進次郎

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

次の森林については、 主伐は、 択伐によ

について次の図に示す部分に限る。) 字香風八三・八四の一・八五 (以上三筆

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次のとおりとする。

〇農林水産省告示第八百三十号 備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に

二十五条第一項の規定により、次のように保安森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

の指定をする。 令和七年五月二十七日 大野字向原六二八の二 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字 農林水産大臣 次のように保安林・第二百四十九号)第 小泉進次郎

(二)

指定の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 次の森林については、 字向原六二八の二(次の図に示す部分に 主伐は、 択伐によ

3 2 採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐

官

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、

〇農林水産省告示第八百三十一号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林売二百四十九号)第

令和七年五月二十七日

渕 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 熊本県水俣市市渡瀬字馬 四一二の一から四一二の三まで、 農林水産大臣 小泉進次郎 四一三の二

1

に限る。) の二(以上三筆について次の図に示す部分 字馬渕四一二の一・四一二の三・四一三

その他の森林については、 主伐に係る伐

2

3 主伐として伐採をすることができる立木 採種を定めない。

は、 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 当該立木の所在する市町村に係る市町

(「次の図」及び「次のとおり」は、 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

二十五条第一項の規定により、次のように保安林 令和七年五月二十七日の指定をする。

指定施業要件

1 る。 次の森林については、 主伐は、択伐によ

3 主伐として伐採をすることができる立木 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。

ものとする。

(二) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

三二二七

◎共同使用の条件変更

施

設

一三 指定施業要件 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐によ

令和七年五月二十七日

_

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 省略し、そ

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に

〇農林水産省告示第八百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

農林水産大臣 小泉進次郎

川字白野六九四の六、六九四の八 指定の目的 土砂の流出の防備 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町柏 立木の伐採の方法

筆について次の図に示す部分に限る。) 字白野六九四の六・六九四の八(以上二

4 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に 備え置いて縦覧に供する。) 施設番号

環 境 省 〇経済産業省告示第五号 農林水産省

る同条第二項の規定に基づき、 第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十八条 次のとおり公示する。 同条第五項において読み替えて準用す

経済産業大臣 農林水産大臣 武藤 容治

環境大臣

浅尾慶一郎

名称 朝霧乳業株式会社

住所 静岡県富士宮市根原四百四十九番の

三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	素材
無色	色
リットル	容量
グ三 ラ九 ム〇	重量
牛乳用	用途
平成十三年五月経済産業省告示第一号 農林水産省	形状

第一

のとおり

〇防衛省告示第百三十号

設及び区域について、一部返還、 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 共同使用、 共同使用の条件変更及び新規提供が令和七年五月二十三

日次のとおり決定された。 令和七年五月二十七日

陸上施設

	_	+/-	
7	つ 大 丘	施設番号	◎一部返還
習え場系	F	施	
ij	成	設	
万万	华京大寅	名	
E #	宮成里	所	
5 5 1	成県黒川郡大	在	
<i>1</i>		地	
利田	П	名	
[7	国	所有関係	
令和七年五月七1		摘	
日(こう)	一つつ平方え		

二〇六五 習場

大和王城寺原大演 宮城県加美郡色麻町 国有

二〇六九 一〇六八 弘前演習場 神町大高根演習場 東根市 屋村県中津軽郡 西目 国有 国 有

◎共同使用 施

設 名 所 在 地 名 所有関係

施設番号

木更津飛行場 木更. 国 有

富士営舎地区 名 御殿場市 所 在 地 名 国有 関係

用援

防衛大臣 中谷

元

トル

要

令和七年五月七日建物:約三○○平方メートル

令和七年五月七日建物:約五○平方メートル 令和七年五月七日土地:約一、二〇 二〇〇平方メートル

入に使用するため共同使用する。海上自衛隊が艦船の大型部品の搬出作物・鋪床等工作物・鋪床等 〇〇〇平方メートル 要

黄島訓練区域

の各点を順次に結 ぶ線によって

四 ま四四四四

ま

れる区

四四四四四四 一度一〇分五九・三秒 一度一九分四五・・三秒 一度一九分四五・・一秒 一度一九分四三・一秒 一度一九分四三・一秒

ニメートル (五〇〇フィー j 以下とする。

海 上自

三

兀

月

本区域を、

摘要 衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される

一十二日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。本区域を、地位協定第二条第四項(5)の適用ある施設及び区域として、令和七年六月十

白 から同

議案提出

おりである

五月二十三日委員長から提出した議案は次のと

貨物自動車運送事業法の

部を改正する法律案

(国土交通委員長提出)

玉 会 事 項

議 院

めるの件

びに当直の基準に関する国際条約の締結につい千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並 て承認を求めるの件

[律公布奏上通知書受領

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法

条約送付通知書受領

官

の通知書を受領した。 認することを議決した次の件を内閣に送付した旨 一十三日参議院議長から、

五月二十三日参議院議長から、

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等民事裁判情報の活用の促進に関する法律 の一部を改正する法律を図るための建物の区分所有等に関する法律等

の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協国の管轄にも属さない区域における海洋の生物海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの

条約(第百五十五号)の締結について承認を求職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する定の締結について承認を求めるの件

を奏上した旨の通知書を受領した。 次の法律の公布

国会において承

件を承認することを議決した旨の通知書を受領し 議案通知書受領 五月二十三日参議院から、 備等の推進に関する法律案

の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協国の管轄にも属さない区域における海洋の生物海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの 条約(第百五十五号)の締結について承認を求職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する定の締結について承認を求めるの件 めるの件

びに当直の基準に関する国際条約の締結につい千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並 て承認を求めるの件

出案を可決した旨の通知書を受領した。 森林経営管理法及び森林法の 又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提 一部を改正す る法

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

律

の一部を改正する法律案 を図るための建物の区分所有等に関する法律等 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等

出案を承認することを議決した旨衆議院に通知五月二十三日本院は、衆議院送付の次の内閣

し提

議決通知

質問書提出

のとおりである。

性に関する質問主意書(杉村慎治提出 著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合

対する答弁書 フィッシング利用の実現可能性に関する質問に 衆議院議員長友よしひろ提出宮ヶ瀬湖における 五月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

問に対する答弁書関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質

数に関する質問に対する答弁書 衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博の来場 の維持流量に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長友よしひろ提出相模川水系道志川 者

老朽化マンション等の管理及び再生の円民事裁判情報の活用の促進に関する法律

]滑化等 法案

律案

森林経営管理法及び森林法の一

部を改正する法

の一部を改正する法律案を図るための建物の区分所有等に関する法律等

さ

模原支部における合議制裁判及び労働審判手続衆議院議員長友よしひろ提出横浜地方裁判所相 の実施に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長友よしひろ提出横浜地方裁判所 AD証入場者に関する質問に対する答弁書

する質問に対する答弁書 衆議院議員長友よしひろ提出エンゲル係数に関

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整

(国土交通委員長提

院

議案提出

本院の送付した次の

関する法律案(高木真理外二名発議)(参第八号) 児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に 五月二十三日議員から次の議案が提出された。

出案を委員会に付託した。 議案付託 五月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提

び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及 出 び各省各庁所管使用調書 (第二百十六回国会提

の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一 各庁所管使用調書(第二百十六回国会提出) 令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(第二百十六回国会提出) 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省 経費増額調書 (第 一百十六回国会提出 管項

五月二十三日議員から提出した質問主意書は次

答弁書受領

条約(第百五十五号)の締結について承認を求職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する定の締結について承認を求めるの件定の締結について承認を求めるの件国の管轄にも属さない区域における海洋の生物国が管轄にも属さない区域における海洋の生物を対しまする国際連合条約に基づくいずれの海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの

衆議院議員長友よしひろ提出リニア中央新幹

案を可決した旨衆議院に通知した。また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出

て承認を求めるの件で不認を求めるの件で、当直の基準に関する国際条約の締結についた当直の基準に関する国際条約の締結についた。

い並

めるの件

衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博における

質問主意書提出

れた。 五月二 一十三日議員から次の質問主意書が提出

六号) 均衡に関する質問主意書(浜田聡提出)(第一社会保障制度における生涯純受益額と世代間 不

止法違反となる可能性に関する質問主意書(赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘 (浜防

告の掲載に関する質問主意書(浜田聡提出)(第選挙運動期間中における有料インターネット広 する質問主意書 (浜田聡提出) (第一二八号) る雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とす 田聡提出) (第一二七号) 「同和関係者」及び「アイヌ」

答弁書受領 (第一三〇号)

CFD取引に関する質問主意書

Ш

田龍平提出

参議院議員浜田聡提出外務省ウェブサイトの五月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。 答弁書(第 「南京事件」に係る記述に関する質問に対する 八号) の

五月二十三日委員長から次の報告書を提出報告書提出

查報告書 律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法

法第 災害対策基本法等の一部を改正する法律案 一七号) 審査報告書 (閣

決算委員会に付託

7

した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知五月二十三日国会において承認することを議決 条約送付及び通知

条約(第百五十五号)の締結について承認を求職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協国の管轄にも属さない区域における海洋の生物海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの 定の締結について承認を求めるの件 めるの件

びに当直の基準に関する国際条約の締結につい千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並 て承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

五月二十三日次の法律の公布を奏上し、 その

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法

の一部を改正する法律を図るための建物の区分所有等に関する法律等

内 閣

官

府特命担当大臣(経済財政政策)事务弋里とう。|| 内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣|| 武藤 容治

アフリカ開発基金総務会第五十一回年次会合臨時 務代理たる日本政府代表代理を命ずる アフリカ開発銀行総務会第六十回年次会合臨時総

期間は令和七年六月十三日までとする(各通) 総務代理たる日本政府代表代理を命ずる (在ジュネーブ国際機関日本政

期間 は令和七年六月二十七日までとする(各通) (在ジュネーブ国際機関日本政

(同) 同 参事官 参事官) 公使) 外務事務官 高塩石島田井

洋 崇 良 平 弘 実

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等民事裁判情報の活用の促進に関する法律律 略官) 同 務官 働時間特別対策室長)

事 異 動

(大臣官房参事官) 財務副大臣 財務事務官 藤 横井 山 大輔 信

(大臣官房総括審議官) 厚生労府代表部在勤) 特命全権大使 尾池 厚之

期間は令和七年六月二十七日までとする る

命ずる 期間は令和七年六月二十七日までとする

る 国際労働機関第百十三回総会使用者代表に指名す

期間は令和七年六月二十七日までとする 国際労働 (日本労働組合総連合会事務局 機関第百十三 一回総会労働者代表に指名す 水

(在ジュネーブ国際機関日本政 (大臣官房国際課国際労働 府代表部 力室長) 厚生労働事務官 一等書記官) 外務事 協 先﨑 髙橋 晋也 誠

命ずる国際労働機関第百十三回 [総会日本政府代表代理を 田 鈴島 木 博樹

期間は令和七年六月二十七日までとする (在ジュネーブ国際機関日本政 府代表部参事官) (各通)

同 (市川のり恵) 大塚のり恵 章

(大臣官房国際課国際企画 厚生労働省国際参与 厚生労働事務官 • 戦 伊澤 乃村 久代

生課主任中央じん肺診査医) (労働基準局安全衛生部労働衛

(労働基準局労働条件政策課労 厚生労働技官 森川 博

厚生労

(大臣官房国際課課長補佐) (大臣官房人事課課長補佐) 同 働事務官 同同 磯崎 石原 宗 勇 珠

(労働基準局安全衛生部労働衛 策室健康疫学専門官) 生課電離放射線労働者健康対 厚生労

同同

/国際機関日本政 中村登紀子

働技官

(在ジュネーブ

府代表部 一等書記官) 外務事

(一般社団法人日本経済団体連 部会長) 合会労働法規委員会国際労働 村 彰浩

秀行

合会労働法制本部 参事(I(一般社団法人日本経済団体連 合会労働法制本部

(各通)

(日本労働組合総連合会 参

| 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| | 1975|| |

期間は令和七年六月二十七日までとする (一般社団法人日本経済団体連 (各通)

(UAゼンセン政策政治局副部 議会(公務労協)事務局長) 森 開間は令和七年六月二十七日までとする 永

(同 国際政策局次長) 政策局長) (日本労働組合総連合会 総連合会 早斉 﨑藤 百俊 合和

百合)

田中

篠星 宮野 愛裕 子一

(以上五月二十三日) 期間は令和七年六月二十七日までとする 名する
名する 労働法制局部員)同) 中野 (各通) 愛子)

財 務 省

(大臣官房審議官) 財務事務官 緒方健太郎

士 三日渡 部

康

人

各

通

岐 阜 県

が選挙された。 ○議長選挙 水野正敏議長は、 五月八日辞職し、 同日次の 小原

るが選挙された。 一の副議長選挙 五月八日辞 職 Ĺ 同日次

Ó 尚

高殿

尚

者が選挙された。

落合愼悟議長は

五月十九日辞職し、

同日次の

內

訓

○議長選挙

岡

県

間は令和七年六月二十七日までとする

淳介

○副議長選挙された。

五月十九日

1辞職し、

同

日

次

由

次城

副議長

愛

知

県

田口雅也委員は、三月三十一〇労働委員会委員任命

労働委員会委員

東村

誠

横

浜

市

栄 清水富雄委員及び大岩真善和委員は、○監査委員選任 あったところ、五月十五日次の者が任命された。田口雅也委員は、三月三十一日辞職し、欠員で

際 秋山 田 瞳瞳 辞職し、同月十五日次の者が選任された。

玉

麓之間康治

恵 浩

几

者が選挙された。 五月十五日辞 職し、 同 日次 0

○副議長選挙 渋谷 健

の者が選挙された。 福島直子副議長は、 副議長 五月十五日辞職し、 尾崎 同 日 太 次

静 岡 市

○議長選挙 | 松村龍夫委員は、四月二十四日再任され○教育委員会委員再任

れた。 大村一雄議長は、 四月二十五日次の者が選挙さ三月三十一日任期満了し、欠

された。 欠員であったところ、 ○副議長選挙 井上智仁副議長は、 三月 四月二十五日次の者が選挙 日任期満了し、 山根田鶴子

次の者が選任された。 任期満了し、欠員であったところ、 ○監査委員選任 寺澤潤委員及び稲葉寛之委員は、 同監査委員 三月三十一 加 月二十 日日

副議長

畑

田

響

石 堀 井 孝 治努

大 饭 市

○監查委員再生

森恵一委員は、五月十五日再任された。

○議長選挙

田渕和夫議長は、五月十三日辞職し、同月十五 日欠の者が選挙された。

議長

西田 告证

○副議長選挙

凡場泰司副議長は、五月十五日辞職し、司日欠 の者が選挙された。

配騰岷

西川 良平

自事丟言

御祝電

天皇陛下は、ヨルダンの独立記念日につき、五 月二十三日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ジョージアの独立記念日につき、 **五月二十三日司国大統領閣下へ御祝電を発せられ** た。

官庁報告

法務省告示配第二十九号

新潟県新発田市役所備付けの次の戸籍が滅失し たため、これを再製する必要があるから、次に掲 げる者は、今和七年六月二十七日までに、同市長 に対して、次の手続をしてください。

当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申 請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を 要する書類を提出した者は、その事項を更に申 つ丑るいる。

二 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記 載した事項に関する証明書の交付を受けて現に 所持する者は、これを提示すること。

注意

申出は、口頭でも差し支えない。

二 申出の手続について分からないことがあれ ば、新発田市役所又は新潟地方法務局新発田支 同に既会すること。

新潟県北蒲原郡菅谷村大字下中山二百九十番地

法務省告示配第三十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ れを許可する。

企在七年五二十七日

法務大臣 鈴木 馨祐

住所 東京都新宿区

張勤晶 昭和39年9月14日生

住所 大阪市西区

楊宏濤 昭和63年8月27日生

住所 滋賀県大津市

金千鶴子 昭和29年10月20日生

住所 東京都品川区

陳科翰 昭和58年9月27日生

住所 愛知県尾張旭市

レー・タン・ユン 昭和54年1月15日生

レー・タン・ニャット・リン 平成27年6月13

レー・ニャット・クアン 平成31年4月10日生 住所 長野県上田市

ウディン・サラジュ 平成4年6月15日生

住所 北九州市小倉南区

シラカワ・スベトラーナ・ヤキヴナ 昭和50年 1月14日生

住所 愛知県春日井市

ムハンマド・ジーシャン・アシュラフ 昭和58 年10月19日生

オメイマ 平成20年8月21日生

ムハンマド・ウマル・ファルク 平成25年8月 28日生

住所 大阪市福島区

翁婉甄 平成元年12月1日生

住所 横浜市神奈川区

金哲雄 昭和48年4月6日生

住所 横浜市南区

ソムチャンマボン・マユミ 平成5年3月11日

住所 埼玉県川口市

宋楠 平成7年4月26日生

住所 福島県喜多方市

アカギ・カズコ・グレース 昭和33年8月28日 生.

住所 兵庫県尼崎市

呉真由 平成6年1月23日生

住所 東京都大田区

サイ・リアン 昭和52年7月21日生

住所 大阪府東大阪市

曹妙芳 昭和41年3月5日生

住所 大阪府東大阪市

朴一乃 平成10年6月19日生

住所 大阪市西区

韓文武 昭和63年1月22日生

住所 静岡県沼津市

鄒健 昭和58年9月17日生

住所 東京都日野市

周文強 平成9年3月26日生

住所 東京都あきる野市

張冠寧 平成5年6月8日生

住所 東京都江東区

黄維傑 平成15年1月17日生

住所 札幌市西区

金英子 昭和30年9月29日生

住所 山口県宇部市

朴忠雄 昭和24年5月4日生

崔政子 昭和28年1月20日生 住所 大阪市生野区

夫一樹 昭和58年10月11日生

住所 大阪府枚方市

呉弘子 昭和31年12月8日生

住所 大阪市此花区

姜翔子 昭和52年7月6日生

姜幹太郎 平成23年2月1日生

カリン・マツヤマ・カン 平成25年12月2日生

住所 堺市西区

文明美 昭和50年11月26日生

住所 大阪市鶴見区

文春美 昭和47年3月15日生

住所 東京都葛飾区

ジュリア・ヤヨイ・サトウ 昭和45年3月23日

住所 東京都文京区

莫俊傑 平成5年9月2日生

住所 東京都中野区

韓美涼 平成2年6月19日生

住所 山口県岩国市

柳権伊 昭和12年5月28日生

住所 相模原市中央区

朴海美 平成10年4月19日生

住所 埼玉県蕨市

白云飛 昭和56年5月15日生

住所 さいたま市見沼区

王宏基 昭和62年10月2日生 王優依 平成29年12月27日生

王優那 令和元年12月11日生

住所 大阪市阿倍野区

孟超穎 昭和63年5月13日生 吉臹稘 平成25年11月18日生

吉真一 平成31年3月3日生

住所 大阪市浪速区

陳斌 平成2年8月15日生

陳怡彤 平成25年5月28日生

陳官含 平成28年5月19日生

住所 大阪市浪凍区

王玉龍 昭和63年2月3日生

住所 大阪市東淀川区

プラカス・チャンドラ・スレスタ 平成8年4 月10日生

住所 大阪市中央区

李琰 昭和53年5月24日生

住所 大阪市浪凍区

陳炫 昭和61年2月15日生

住所 大阪市北区

周悠里 平成9年4月23日生

住所 大阪市生野区

白雪梅 昭和59年12月28日生 金宙永 平成25年2月8日生

住所 大阪市東成区

李子婷 平成8年11月1日生

住所 大阪市中央区

金春子 昭和46年1月24日生

住所 大阪市天王寺区

李善姫 昭和62年10月4日生

住所 大阪市平野区

夫拓也 昭和63年4月25日生

住所 大阪市牛野区

金京美 昭和49年5月17日生 尹ジョー 平成6年9月10日生

住所 大阪府東大阪市

範舟 平成8年3月13日生

住所 川崎市中原区

許嘉宇 平成16年8月16日生

住所 愛知県長久手市

許嘉怡 平成16年8月16日生

住所 愛知県半田市

孔凡梓陽 平成18年5月6日生

住所 愛知県大府市

ニシカワ・チャベス・ゴンサロ・タケシ 平成 9年3月15日生

住所 長野県安曇野市

ケイン・イスラエル・ヤギ・トカシキ 昭和50 年9月7日生

住所 長野県松本市

呉梁煒 平成17年3月5日生

住所 東京都江東区

孟浩森 平成2年2月23日生

Ш Ø \mathbb{T} D 詽

> **企在七年五月二十七日** 法務大臣 鈴木 馨祐 相馬 石藏

S 4

Ш

火曜

Ø

Щ

Ŋ

ത

					(単位:億円、%)
項目	3	月		前 月	前年同月
貿易・サービス収支		4,973		5,374	4,590
(対前年同月比)	(8.3)	(—)	(-)
貿 易 収 支		5,165		7,129	4,635
(対 前 年 同 月 比)	(11.4)	(—)	(-)
輸出		95,591		90,055	93,906
(対 前 年 同 月 比)	(1.8)	(10.4)	(6.6)
輸 入		90,427		82,926	89,271
(対 前 年 同 月 比)	(1.3)	(-1.9)	(-3.8)
サービス収支		-192		-1,755	-45
(対 前 年 同 月 比)	(324.1)	(49.1)	(-87.8)
第一次所得収支		39,202		38,817	36,074
(対前年同月比)	(8.7)	(10.9)	(5.4)
第二次所得収支		-7,394		-3,584	-6,186
(対前年同月比)	(19.5)	(3.4)	(8.4)
経 常 収 支		36,781		40,607	34,478
(対前年同月比)	(6.7)	(48.4)	(47.3)
資本移転等収支		-686		-422	-378
直 接 投 資		17,342		21,025	14,800
証券 投資		49,176		52,386	2,083
金融派生商品		6,425		274	10,041
その他投資		-33,548		-56,142	-8,384
外 貨 準 備		1,295		5,530	127
金 融 収 支		40,691		23,073	18,667
誤 差 脱 漏		4,595		-17,112	-15,434
(備考) ① 四捨五入のため、	合計に合	わないことか	ぶある。	>	

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

財

務

省

令和6年度中国際収支状況(速報)

											81 1/1 🗎
											(単位:億円、%)
	項			目			令和6年度		前	年 度	対前年比増減
貿	易 •	サ	— t	ごス	収 支		-66,247			-69,174	2,926
(文	寸 育	ίĵ	年	度	比)	(-4.2)	(-70.3)	
	貿	易		収	支		-40,480			-36,866	-3,614
	(対	前	年	度	比)	(9.8)	(-79.4)	
	輸				出		1,062,390			1,020,694	41,697
	(対	前	年	度	比)	(4.1)	(2.3)	
	輸				入		1,102,870			1,057,560	45,311
	(対	前	年	度	比)	(4.3)	(-10.1)	
	サー	- t		スル	フラ 支		-25,767			-32,307	6,540
	(対	前	年	度	比)	(-20.2)	(-40.1)	

舅	E	一次	所	得	収	支		417,114		373,388	43,726
(対	前	年	度	Ë	比)	(11.7)	(5.5)	
舅	ž –	二次	所	得	収	支		-47,095		-42,550	-4,545
(対	前	年	度	Ę	比)	(10.7)	(40.2)	
経		常		収		支		303,771		261,664	42,107
(対		前	年	度		比)	(16.1)	(187.7)	
資	本	移	転	等	収	支		-3,078		-3,341	263
	直	1	接	投		資		272,244		272,593	-349
	証	Š	券	投		資		241,570		84,828	156,742
	金	融	派	生	商	品		60,731		75,729	-14,998
	そ	の	他	<u>.</u>	投	資		-211,894		-250,028	38,134
	外	1	貨	準		備		-100,794		43,465	-144,260
金		融		収		支		261,856		226,587	35,269
誤		差		脱		漏		-38,837		-31,736	-7,101

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産(資産-負債)の増加、-は同減少を示す。

扣

金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内 閣府・法務省令第3号) 第14条第2項の規定によ り次のように公示する。

- 1. 供託者の商号 株式会社みんなの投資顧問 (旧 株式会社クオンタムジャパン)
- 2. 住所 北海道札幌市中央区南九条西五丁目1 番15号 SAKURA-S9 2階
- 3. 代表者の氏名 代表清算人 佐々木英継
- 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 5. 上記の者(登録番号北海道財務局長(金商) 第44号)の営業保証金につき金融商品取引法第 31条の2第6項の権利を有する者は、令和7年 11月27日までに金融商品取引業者営業保証金規 則別紙様式第5号による申出書に権利を有する ことを証する書面を添えて、北海道財務局理財 部金融監督第三課に提出されたい。
- 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。 令和7年5月27日

北海道財務局長 加藤 博紀

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1 項の規定による処分をしたので、同法第29条の5 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年5月2日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 中田建設株式会社 中田 斟 秋田県秋田市山王5丁目9番2号 国土交通大臣許可(特-06)第2898号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し(造園工事業に関する特定建設業 の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年5月2日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による廃業の届出があ り、このことが同法第29条第1項第5号に該当 する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1 項の規定による処分をしたので、同法第29条の5 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。 令和7年5月27日

中国地方整備局長 林

- 1 処分をした年月日 令和7年5月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 株式会社リペクト 髙橋 延之 広島県呉市焼山桜ヶ丘2-8-7 国土交通大臣許可(般-3)第26508号
- 許可の取消し (建築工事業及び鋼構造物工事業 に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年4月28日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による一部の業種に係る 廃業の届出があり、このことが同法第29条第1 項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

令和6年(家)第73249号

東京都武蔵野市関前4丁目12番2-101号 申立人 中村 哲也

本籍東京都練馬区東大泉1丁目499番地11、 最後の住所東京都練馬区東大泉1丁目35番6 号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日推 定令和6年5月3日、出生の場所東京都板橋 区、出生年月日昭和31年1月11日、職業会社 役員

被相続人 亡 中村 正

事務所東京都渋谷区代々木1丁目30番14号天 翔代々木ANNEXビル011号室 安永山元 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山元 裕子 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73572号

東京都台東区鳥越1丁目31番12号 申立人 菅野 文武

本籍東京都墨田区文花1丁目1番地、最後の 住所東京都台東区鳥越1丁目31番12号、死亡 の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年3 月27日、出生の場所東京都墨田区、出生年月 日昭和48年10月23日、職業会社役員 被相続人 亡 菅野 宏潔

事務所東京都千代田区麹町1丁目3番地11麹 町第2センタービル301号松本克己法律事務

相続財産清算人 弁護士 松本 克己 催告期間満了日 令和8年1月5日

令和7年(家)第70154号

静岡県伊東市岡字於参畑1189番地11 申立人 ダイアパレス南伊東管理組合法人 本籍東京都墨田区文花1丁目32番、最後の住 所東京都墨田区立花3丁目26番6号、死亡の 場所東京都新宿区、死亡年月日令和5年6月 25日、出生の場所千葉県夷隅郡御宿町、出生 年月日昭和12年4月11日、職業不明 被相続人 亡 石井 國夫 事務所東京都千代田区九段南4丁目6番1号

九段シルバーパレス902蒼樹法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松本 俊一 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70162号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号東京地 方検察庁

申立人 東京地方検察庁検察官 本籍東京都板橋区赤塚4丁目31番、最後の住 所東京都板橋区赤塚4丁目32番12号ウイロー アパートメントハウス105、死亡の場所東京 都板橋区、死亡年月日令和5年9月7日、出 生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和23年

被相続人 亡 下田 博 事務所東京都千代田区内幸町2丁目1番4号 日比谷中日ビル6階 三宅坂総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大場 寿人 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70248号

8月26日、職業不詳

東京都中野区上鷺宮1丁目3番19号 申立人 榎本 昌子

本籍東京都中野区上鷺宮1丁目1番、最後の 住所東京都中野区上鷺宮1丁目1番12号、死 亡の場所東京都中野区、死亡年月日推定令和 6年8月8日、出生の場所東京市中野区、出 生年月日昭和18年1月16日、職業不明 被相続人 亡 塚本 正治 事務所東京都港区西新橋1丁目18番6号クロ スオフィス内幸町602ルーチェ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中井 陽子 催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90255号

東京都町田市中町1丁目30番2号中町岩波ビ ル3階3-A号室

申立人 工藤 正一

本籍東京都町田市忠生2丁目20番地9、最後 の住所東京都町田市忠生2丁目20番地9町田 ビューハイツ312、死亡の場所神奈川県横浜 市旭区、死亡年月日令和7年1月15日、出生 の場所栃木県那須郡大田原町、出生年月日昭 和28年3月29日、職業無職

被相続人 亡 黑崎 重俊

事務所東京都町田市中町1丁目1番14号武友 ビル5階町田シビック綜合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 庸田 智也 催告期間満了日 令和7年12月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90276号

東京都武蔵村山市三ツ木2丁目28番地の19 申立人 石川 智美

本籍東京都東大和市蔵敷3丁目775番地、最 後の住所東京都武蔵村山市三ツ木2丁目28番 地の19、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月 日令和6年8月30日、出生の場所東京都渋谷 区、出生年月日昭和43年1月8日、職業会社 役員

被相続人 亡 石川 平八 事務所東京都立川市曙町2丁目17番6号朝日 生命立川ビル4階 赤沼法律事務所 相続財産清算人 弁護士 清水 光子 催告期間満了日 令和7年12月22日 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第3034号

神奈川県愛甲郡愛川町中津2442番地の8 申立人 大槻 龍洋

本籍東京都墨田区八広5丁目22番地、最後の 住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2442番地の 8、死亡の場所神奈川県座間市、死亡年月日 令和6年7月12日、出生の場所東京都墨田区、 出生年月日昭和45年6月19日、職業自営業 被相続人 亡 磯 事務所神奈川県厚木市中町3丁目13番8号ア イリス・ヴェール801 相州法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大谷 優樹 催告期間満了日 令和7年12月16日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第920号

山梨県甲斐市天狗沢771番地1

申立人 宮下 禎治

本籍山梨県甲斐市竜王新町1676番地26、最後 の住所山梨県甲斐市竜王新町1676番地26、死 亡の場所山梨県甲斐市、死亡年月日令和6年 6月7日、出生の場所中華民国河南省開封市、 出生年月日昭和20年7月14日、職業無職

被相続人 亡 長田 孝司

事務所山梨県甲府市相生1丁目1番20号 清 田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 清田 路子 催告期間満了日 令和7年12月8日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第7284号

静岡県掛川市杉谷南1丁目21番地の8 申立人 鱼皆 正子

本籍静岡県掛川市子隣176番地2、最後の住 所名古屋市南区要町3丁目7番地 サニール ピナス 1 105号、死亡の場所静岡県掛川市、 死亡年月日令和6年8月21日頃、出生の場所 静岡県掛川市、出生年月日昭和49年9月10日、 職業不詳

被相続人 亡 角皆 和彦 事務所静岡県掛川市亀の甲2-15-9 掛川 総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡崎 毅 催告期間満了日 令和7年12月18日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第80333号

大阪市中央区農人橋1丁目1番29号アップル タワー大阪谷町1012号

申立人 高山 剛

本籍大阪府東大阪市新町15番、最後の住所大 阪府東大阪市布市町2丁目12番2号特別養護 老人ホーム布市福寿苑、死亡の場所大阪府東 大阪市、死亡年月日令和6年3月9日、出生 の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和 10年2月11日、職業無職

被相続人 亡 安達 敏子

大阪市北区西天満3丁目13番9号 西天満 パークビル4号館6階

相続財産清算人 弁護士 奥村 昌裕 催告期間満了日 令和8年1月7日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第7025号

山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 申立人 上関町長 西 哲夫 本籍山口県熊毛郡上関町大字長島570番地、 最後の住所山口県熊毛郡上関町大字長島583 番地11、死亡の場所山口県熊毛郡上関町、死 亡年月日令和6年9月17日、出生の場所兵庫 県神戸市、出生年月日昭和6年3月13日、職 業無職

被相続人 亡 永井 博子 山口県岩国市南岩国町 4 丁目56番22号 相続財産清算人 司法書士 白木 裕二 催告期間満了日 令和 7 年12月10日

山口家庭裁判所岩国支部

令和7年(家)第41号

香川県丸亀市本町25番地 久保ビル 申立人 馬場 俊夫 国籍大韓民国、最後の住所香川県丸

国籍大韓民国、最後の住所香川県丸亀市柞原 町366番地 三船病院、死亡の場所香川県丸 亀市、死亡年月日西暦2025年1月22日、出生 の場所大阪府大阪市、出生年月日西暦1941年 6月16日、職業無職

被相続人 亡 孫 道銀 香川県丸亀市塩飽町11番地1SATYA.B LD2階 宮本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮本 和幸 催告期間満了日 令和7年12月31日

高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第66号

山口県岩国市錦見7丁目12番16号 申立人 酒井慎太郎

本籍愛媛県西条市玉津316番地4、最後の住所愛媛県西条市玉津316番地4、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日令和6年8月14日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和19年9月12日、職業無職

被相続人 亡 酒井 重忠 愛媛県新居浜市宮西町5番2号 相続財産清算人 司法書士 西 紘平 催告期間満了日 令和7年12月12日

松山家庭裁判所西条支部

令和7年(家)第67号

愛媛県四国中央市川之江町2244番地9 申立人 字高 裕尊

本籍愛媛県四国中央市川之江町1632番地1、 最後の住所愛媛県四国中央市川之江町2244番 地9、死亡の場所香川県観音寺市、死亡年月 日令和6年12月14日、出生の場所愛媛県川之 江市、出生年月日昭和30年8月7日、職業会 社役員

被相続人 亡 宇高 尊己 愛媛県新居浜市繁本町7-2 弁護士法人高橋総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 周平 催告期間満了日 令和7年12月12日

松山家庭裁判所西条支部

令和7年(家)第136号

福岡県行橋市南大橋4丁目8番17号 申立人 安藤 裕成

本籍福岡県行橋市大字稲童2559番地、最後の住所福岡県行橋市大字稲童3039番地5、死亡の場所福岡県行橋市、死亡年月日令和5年3月12日、出生の場所福岡県田川郡大任村、出生年月日昭和7年10月20日、職業無職被相続人 亡 上野 曉子

事務所福岡県行橋市西宮市 2 - 20 - 21 ブレスビル 3 階 野中貞祐法律事務所相続財産清算人 弁護士 野中 貞祐

催告期間満了日 令和7年12月23日

福岡家庭裁判所行橋支部

令和7年(家)第20047号

北海道函館市若松町2番5号

申立人 株式会社ジャックス

本籍大分県別府市大字浜脇1732番地、最後の住所大分県別府市大字浜脇1725番地の2、死亡の場所大分県由布市、死亡年月日令和6年10月29日、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和52年7月21日、職業地方公務員

被相続人 亡 畑中圭史郎

大分市中島西3丁目2番26号大分弁護士ビル3階

相続財産清算人 弁護士 三宮 義博 催告期間満了日 令和7年12月16日

大分家庭裁判所

令和7年(家)第129号

大分県中津市豊田町14番地3

申立人 中津市

本籍大分県中津市大字上宮永1282番地1、最後の住所大分県中津市大字上宮永1282番地2、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日平成30年7月21日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和19年11月25日、職業不明被相続人亡高洲一平

大分県中津市島田本町58番地MKコスモ103 松浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松浦 昭広 催告期間満了日 令和7年12月19日

大分家庭裁判所中津支部

令和7年(家)第4025号

鹿児島県霧島市国分清水3-7-33 申立人 若松 道博

本籍宮崎県宮崎市高岡町浦之名2902番地イ号 1、最後の住所宮崎県宮崎市高岡町浦之名 2922番地イ号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死 亡年月日令和7年2月28日、出生の場所宮崎 県東諸県郡高岡町、出生年月日昭和23年1月 6日、職業無職

被相続人 亡 若松 林 宮崎県宮崎市清水2丁目7番10号高木ビル2 階

相続財産清算人 弁護士 青木 大樹 催告期間満了日 令和7年12月19日

宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第35号

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2188番地40 申立人 川東紳一郎

本籍鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2753番地、 最後の住所鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2358 番地4、死亡の場所鹿児島県熊毛郡屋久島町、 死亡年月日令和6年8月23日、出生の場所鹿 児島県熊毛郡下屋久村、出生年月日昭和26年 11月12日、職業無職

被相続人 亡 藤田 房美

事務所鹿児島市山下町17—17鹿児島総合法律 事務所

相続財産清算人 弁護士 泉 武臣 催告期間満了日 令和7年12月22日 鹿児島家庭裁判所屋久島出張所

令和7年(家)第50号

鹿児島県指宿市十町1967番地64

申立人 梅垣 晃一

本籍鹿児島県指宿市大牟礼3丁目1408番地、 最後の住所鹿児島県指宿市十二町2098番地 4、死亡の場所鹿児島県指宿市、死亡年月日 令和6年6月23日、出生の場所鹿児島県揖宿 郡指宿村、出生年月日昭和6年11月16日、職 業無職

被相続人 亡 髙崎 澄子 事務所鹿児島県指宿市大牟礼1丁目11番8号

司法書士法人なのはな法務事務所 相続財産清算人 司法書士 梅垣 晃一

催告期間満了日 令和8年1月30日

鹿児島家庭裁判所指宿出張所

令和6年(家)第17011号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国

本籍沖縄県名護市字辺野古7番地、最後の住所沖縄県名護市字辺野古7番地、死亡の場所沖縄県名護市、死亡年月日平成28年8月18日頃、出生の場所沖縄県国頭郡久志村、出生年月日昭和32年7月9日、職業不明

被相続人 亡 宮城 修

沖縄県名護市大南1丁目9番4号 司法書士 法人エクリ

相続財産清算人 司法書士 中空 潤也 催告期間満了日 令和7年12月31日

那覇家庭裁判所名護支部

令和7年(家)第19号

鹿児島県奄美市名瀬浦上町5番地20 申立人 村田由美子

本籍鹿児島県奄美市名瀬小浜町24番、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬浦上町5番地20、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日令和6年12月11日、出生の場所鹿児島県大島郡笠利町、出生年月日昭和37年2月1日、職業会社役員

被相続人 亡 村田 良治 鹿児島県鹿児島市山下町16—11

相続財産清算人 弁護士 早瀬 弥恵 催告期間満了日 令和7年12月12日

1 1 口 口和1 4 412/712/1

鹿児島家庭裁判所名瀬支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

東京都中央区日本橋小網町18番8号メットライフ江戸橋ビル6階

申立人 大智化学産業株式会社

代表者代表取締役 计 和英

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月22日 令和7年5月2日 川口簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1通

手形番号 TE63445

金額 4,119,280円

支払期日 令和7年7月25日

支払地 埼玉県川口市

支払場所 株式会社埼玉りそな銀行川口支店

振出日 令和7年3月25日

振出地 埼玉県川口市

振出人 株式会社砂金本店 代表取締役社長

砂金 雅之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第2号

埼玉県さいたま市岩槻区真福寺267番地1

申立人 株式会社バーブラウン

代表者代表取締役 安田 雄一

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月22日

令和7年5月1日

岐阜簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1通

手形番号 BY04863

金額 4,300,000円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 岐阜市

支払場所 株式会社十六銀行本店

振出日 令和6年12月27日

振出地 岐阜県羽島郡岐南町上印食 5 —82

振出人 株式会社バウハウス丸栄 取締役社長 三ケ尻大介

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第287号

フィリピン共和国マカティ市バランガイ・オリンピア、オブレロ通り8895-A

申立人 長谷 愛子

本籍熊本県熊本市東区新生1丁目1番、最後の住所名古屋市中区新栄1丁目6-20

不在者 長谷 安泰

昭和38年7月22日生

届出期間満了日 令和7年9月19日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第316号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪51番 地 4

申立人 井十 春美

本籍愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪 51番地4、最後の住所愛知県豊橋市福岡町 50-2 コモックピア4階4D号

不在者 井土 英夫

昭和56年8月26日生

届出期間満了日 令和7年9月8日

名古屋家庭裁判所

令和6年(家)第503号

茨城県牛久市小坂町1926-110

申立人 遠藤 敏男

本籍茨城県牛久市小坂町1926番地110、最後の住所滋賀県守山市勝部5-2-60-404

不在者 遠藤 隆史

昭和54年7月25日生

届出期間満了日 令和7年8月29日

大津家庭裁判所

令和6年(家)第322号

東京都大田区中央7-15-24

申立人 中島 光久

本籍鹿児島県大島郡徳之島町山1888番地、最後の住所鹿児島県大島郡天城町大字松原1360 不在者 中島 徳詞

大正2年3月11日生

届出期間満了日 令和7年9月12日

鹿児島家庭裁判所徳之島出張所

失踪宣告

令和6年(家)第91号

本籍新潟県上越市大字小猿屋1032番地、最後 の住所不詳

不在者 吉澤 政文

昭和24年3月29日生

令和7年4月25日失踪宣告審判確定

新潟家庭裁判所高田支部裁判所書記官

令和6年(家)第466号

本籍石川県能美市大長野町ハ33番地1、最後の住所石川県能美市水釜町145番地

不在者 安田 直一

昭和48年12月13日生

令和7年4月24日失踪宣告審判確定

金沢家庭裁判所小松支部裁判所書記官

令和6年(家)第1348号

本籍名古屋市中川区富田町大字榎津字郷北 1804番地、最後の住所名古屋市中川区富田町 大字榎津1675番地

不在者 阿部 たづ

昭和12年11月15日生

令和7年4月11日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第915号

本籍京都府京都市北区大宮一ノ井町29番地3、最後の住所京都府京都市北区大宮一ノ井町29番地の3

不在者 濵田 敏裕

昭和28年11月6日生

令和7年4月24日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第1728号

本籍東京都練馬区関町南3丁目28番、住所東京都大田区南蒲田1-7-30 アゼリアファースト105

申立人(失踪者) 村澤 順治

昭和33年5月6日生

令和7年4月24日失踪宣告取消審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第21号

本籍東京都豊島区長崎5丁目24番、住所神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷3414

失踪者 坂本 アヤ

昭和29年8月23日生

令和7年4月26日失踪宣告取消審判確定 横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和6年(へ)第4号

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地

申立人 京都市

代表者市長 松井 孝治

権利の届出の終期 令和7年4月30日

令和7年5月7日

(別紙) 目 録 (1)土地 京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町

京都簡易裁判所

宅地 68.88平方メートル

(2)登記年月日番号 京都地方法務局明治35年7月 23日受付第5399号

(3)登記した権利の内容

868番

登記の目的 賃借権設定

原因 明治35年7月22日設定

借賃 1月10円

支払期 存続期間終了日

存続期間 3年

賃借権者 京都市上京区武者小路通新町東入武 者小路町

若林萬寿蔵

<u>τ</u> (ι

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第58号

鹿児島県鹿屋市輝北町上百引3839番地 債務者 有限会社セブンプラザとみまつ 代表者代表取締役 富松 貴信

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩井 作太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11 時

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第30号

神奈川県横須賀市長沢6丁目4番47号 債務者 有限会社ヤマダ衛設 代表者清算人 生田 秀

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 望月由佳子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第102号

神奈川県横須賀市浦郷町5丁目2931番地69 債務者 有限会社栄光製作所 代表者取締役 小澤慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前11 時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第719号

東京都あきる野市草花3670番地232 債務者 株式会社DC SQUAD 代表者代表取締役 伊東 祐一

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11 時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第108号

静岡県浜松市中央区神ケ谷町8935番地の4 債務者 有限会社ケアホームきんもくせい 代表者取締役 佐々田光子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 晶規
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1 時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第118号

静岡県湖西市白須賀5000番地の1 債務者 有限会社木下産業 代表者代表取締役 木下 京子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野江里香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2 時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第266号

東京都青梅市駒木町3丁目652番地1 債務者 バークシャー合同会社 代表者代表社員 小野寺直子

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秦 英準
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1 時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第106号

愛知県一宮市富塚字西長筬42番地 債務者 株式会社木村商会 代表者代表取締役 木村 学

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 典行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11 時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第292号

神奈川県平塚市四之宮6丁目6番24号 債務者 株式会社誠新工業 代表者代表取締役 西園 誠

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11 時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

| 令和7年(フ)第14号

京都府宮津市字溝尻371番地 債務者 府中建築有限会社 代表者取締役 内藤 栄一

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富永 明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10 時

京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第16号

高知県四万十市古津賀1581番地1 債務者 幡多木材センター株式会社 代表者代表取締役 今城 卓司

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長山 育男

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2 時

高知地方裁判所中村支部

令和7年(フ)第647号

福岡市中央区舞鶴 1 - 8 - 33長谷工天神ビル 512

債務者 一般社団法人Link&co. 代表者代表理事 吉田 香織

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第628号

福岡市博多区祇園町6番27号 債務者 株式会社エイムズ 代表者代表取締役 伊藤 鉄男

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 徳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月23日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第629号

熊本市中央区水道町12番1号 債務者 アシストマスター有限会社 代表者代表取締役 伊藤 鉄男

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 徳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第737号

福岡市早良区干隈 3 丁目29番13号ウッドヒル ズ 3 階

債務者 エイチティー・プランニング株式会社 代表者代表取締役 豊久 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 紀夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第258号

神戸市中央区琴ノ緒町4丁目5-7商工印刷 ビル2階、従前の本店所在地神戸市中央区磯 辺通1丁目1番20号KOWAビル3階 債務者 株式会社style82 代表者代表取締役 大村 和輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中尾 悦子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前10時30分

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第20号

福島県南相馬市鹿島区小池字新山188番地 債務者 有限会社エムテイ塗装 代表者代表取締役 但野 義浩

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北目 哲郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月4日午後1時30分

福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第42号

山形県南陽市三間通144番地8くらがね荘月 山

債務者 株式会社くらがね 代表者代表取締役 神尾 哲史

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 羽生田 智
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月21日午前10時10分

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第92号

愛知県豊橋市石巻町字西屋敷141番地の1 債務者 有限会社三河流通サービス 代表者取締役 野口 好男

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 哲哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月1日午後1時50分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第33号

神戸市垂水区小東山本町1丁目7番1号 債務者 クォーターバック有限会社 代表者代表取締役 吉田 耕太

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野田 侑希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午後2時

横浜地方裁判所第3民事部

| 令和7年(フ)第1778号

大阪市淀川区東三国4丁目14—16—103 債務者 株式会社Lien 代表者代表取締役 澤田 脩平

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中津慶太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第99号

群馬県伊勢崎市豊城町2606番地2 債務者 有限会社イフ・ステージサービス 代表者代表取締役 津久井清志

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永木 裕介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月9日午前10時

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第57号

山口県美称市西厚保町本郷220番地1 債務者 中尾物流株式会社 代表者代表取締役 中尾富士雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大江 公哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午前11時

山口地方裁判所宇部支部

| 令和7年(フ)第1708号

大阪市阿倍野区松崎町 3 丁目16番19号905号 債務者 株式会社スプリント 代表者代表取締役 片渕 正一

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 冨田 信雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午後2時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1609号

大阪市西区江戸堀1丁目23番35号 債務者 株式会社HINTO 代表者代表取締役 石那田 諭

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 笑 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1639号

大阪府寝屋川市堀溝2丁目17番4号 債務者 光和配送株式会社

代表者代表取締役 木浦 正一

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北浦 誠一

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第188号

岡山市北区清輝橋2丁目2番11号 債務者 入野谷 章

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 曜生
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第80号

千葉県木更津市中島4057番地 債務者 大村 貴広

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川 雄介

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後1 時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第102号

愛媛県伊予市上吾川甲544番地7 債務者 大森 明治

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 正夫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後4 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第12号

京都府京丹後市峰山町杉谷843番地 まちまち案内所内、住民票上の住所京都府京丹後市 久美浜町野中281番地

債務者 杉本屋こと 上杉 育子

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大西 秀憲
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1 時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第93号

青森市赤坂1丁目34番4号県営住宅26-2-

債務者 高橋誠一郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上雄一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 青森地方裁判所民事部破産係

L L

令和7年(フ)第221号

神奈川県足柄上郡大井町金子626番地 8 アーキハイム203号室

債務者 小宮 諒

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 紀光
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第93号

愛知県豊橋市石巻町字西屋敷141番地の1 債務者 野口 好男

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 哲哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1 時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第1610号

大阪市西区土佐堀1丁目5番23—803号 債務者 石那田 諭

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 笑
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部

| 令和7年(フ) 第1640号

大阪府寝屋川市堀溝2丁目17番4号 債務者 木浦 正一

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北浦 誠一
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第2029号

大阪市浪速区日本橋5丁目13番13—711号、前住所大阪市浪速区元町3丁目13番20—1404号

債務者 三上 夏実

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間中 更正

令和7年(フ)第407号

三重県伊勢市岡本2-11-28 パーシモンヒルズ4102号、住民票上の住所名古屋市名東区藤森2丁目284番地 ノーブル301号破産者 堀口 直希

- 1 主文 当裁判所が令和7年4月10日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「三重県伊勢市岡本2-11-88 パーシモンヒルズ4102号、住民票上の住所名古屋市名東区藤森2丁目284番地 ノーブル301号」とあるのを「三重県伊勢市岡本2-11-28 パーシモンヒルズ4102号、住民票上の住所名古屋市名東区藤森2丁目284番地 ノーブル301号」と更正する。
- 2 決定年月日 令和7年4月24日 名古屋地方裁判所民事第2部

破産手続廃止

令和6年(フ)第1306号

福岡県春日市春日原北町5丁目27番地破産者 株式会社VIOLA

- 1 決定年月日 令和7年5月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1633号

福岡県春日市須玖南2丁目43番地 破産者 山口 貴久

- 1 決定年月日 令和7年5月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1316号

福岡県大野城市大池2丁目21-24 破産者 株式会社Y'sテクニカル

- 1 決定年月日 令和7年5月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第198号

静岡県浜松市中央区山下町113番地の4 破産者 有限会社 カワフク

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第486号

静岡県浜松市中央区葵東2丁目6番27号 破産者 株式会社アースピース

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第2052号

名古屋市港区十一屋3丁目98番地破産者 レバー整備株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3007号

名古屋市名東区平和が丘1丁目110番地2 サンパークマンションA棟603 破産者 紬生合同会社

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和4年(フ)第16号

三重県北牟婁郡紀北町船津2519番地 破産者 有限会社三重特殊鋳鋼所

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所熊野支部

令和6年(フ)第383号

栃木県佐野市伊勢山町1431-2 アイリス I 102号室、開始決定時の住所栃木県矢板市安 沢2896番地 5

破産者 荒井 勇佑

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第399号

栃木県栃木市片柳町2丁目49番3号 破産者 ターキーこと 小川 昌亮

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第533号

栃木県佐野市寺久保町238 養護老人ホーム 悠生園、住民票上の住所栃木県佐野市赤見町 4741番地1

破産者 大士巳代司

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第641号

栃木県日光市大室1831番地149 破産者 住まいの環境改善センターこと 礒 信男

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第645号

栃木県塩谷郡塩谷町大字泉218番地 破産者 船越 悦子

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第672号

栃木県宇都宮市松が峰1丁目3番16号グラン 宇都宮604号室

破産者 株式会社グッド・フル

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第54号

栃木県宇都宮市西1丁目3番17号 ハイツウ エストタウン203、前住所群馬県前橋市川原 町376番地253 ヴィレッジ川原Ⅱ 102号 破産者 高山 直樹

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

| 令和7年(フ)第55号

栃木県小山市大字田間740番地 3 破産者 池田 晃

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

| 令和7年(フ) 第93号

栃木県宇都宮市宝木町1丁目70番地13 破産者 鈴木 愛美(旧姓大内)

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第152号

東京都調布市布田 4 丁目 26番地 16W o o d y 202

破産者 大塚 敬裕

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第260号

東京都八王子市子安町 1 丁目19番 8 号クロン ヌドール八王子301号

破産者 中島 一浩

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1215号

大阪市北区同心 2 - 4 - 20扇町白岩パークレジデンス101

破産者 株式会社PROJECT BY

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5123号

大阪府東大阪市長田東2丁目2番3号202 破産者 株式会社キンキ

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第33号

兵庫県丹波市氷上町石生1583番地1 破産者 レジリ合同会社

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所柏原支部

令和6年(フ)第1590号

福岡市東区香椎駅前1丁目17番44号 破産者 有限会社高野

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1591号

福岡市東区香椎駅前1丁目17番44-301号 破産者 株式会社タイム

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第512号

大分県別府市西野口町14番11号 破産者 合同会社ほほえみ

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第345号

大分市大字三芳939番地の15 破産者 有限会社清華園

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第498号

静岡市葵区瀬名5丁目4番47号 破産者 株式会社山商

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第163号

山口県宇部市大字善和462番地2-23号室 破産者 株式会社リポシィ

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第583号

大分市下郡東1丁目4番15号 セピアNOD A105号室

破産者 株式会社リアースエナジー

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続終結

令和6年(フ)第398号

静岡県浜松市中央区領家3丁目9番8号 破産者 有限会社三次工業所

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第366号

福岡市中央区薬院2丁目2番7号 破産者 株式会社アルファー

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第250号

栃木県栃木市岩舟町静1291番地4、開始決定 時の住所栃木県宇都宮市松が峰2丁目3番12 号 サンデュエル松が峰グラン・アクシス 704

破産者 大森 弘起

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和5年(フ)第524号

栃木県宇都宮市京町11番地1 破産者 株式会社マックスエンタープライズ

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第273号

栃木県那須塩原市洞島45番地1 破産者 磯 充孝

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第352号

栃木県日光市今市636番地

- 破産者 有限会社三栄無線商会
- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第353号

栃木県日光市今市368番地 メゾンいまいち A401、開始決定時の住所栃木県日光市今市 636番批

破産者 三浦 郁夫

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第465号

栃木県小山市神鳥谷2丁目10番25号 破産者 北野 勝司

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第63号

愛知県豊橋市草間町字東山27番地の1 破産者 株式会社ナイス

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和5年(フ)第502号

大阪府吹田市豊津町56番4号

ン

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4042号

大阪市西区南堀江1丁目7番3号 破産者 株式会社REGULATOR

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第43号

青森県むつ市大畑町鳥谷場178番地2 破産者 有限会社タイセイフーズ

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

青森地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第801号

福岡市博多区麦野 4 丁目40番17-301号 R X雑餉隈、前住所福岡市東区香椎駅前2丁目 5番17-802号 モントーレ香椎ステーショ ンタワー

破産者 今村 暢秀

- 1 決定年月日 令和7年5月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第78号

神奈川県横須賀市湘南鷹取1丁目2番10号 破産者 高崎 喜文

- 1 決定年月日 令和7年5月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 破産者 株式会社ディバイディコーポレーショ 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第33号

秋田県横手市睦成字関根75番地 破産者 佐藤 伸悦

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所横手支部

令和6年(フ)第169号

相模原市中央区相生4丁目11番10号 レグル スかじや302号

破産者 佐々木 歩

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第623号

相模原市南区御園3丁目27番2号 サンハイ ム御園102

破産者 摺木 雅和

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第99号

岡山県倉敷市真備町有井304番地1アルドー レA 201、前住所岡山県倉敷市真備町市場 2869番地 1

破産者 梶谷 光丘

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第139号

栃木県足利市朝倉町751番地2 プラウド パークス朝倉103、前住所福島県白河市鬼越 53番地3 メゾン・アリエッタ102

破産者 森本 聡

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所足利支部

令和6年(フ)第336号

埼玉県草加市瀬崎 4丁目 1番51-607号 破産者 中村 裕二

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第636号

埼玉県春日部市一ノ割1丁目24番36号 メゾ ンモデラート103号

破産者 石岡 政人

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和5年(フ)第19号

愛知県豊橋市三ノ輪町3丁目32番地1 (103) 破産者 鈴木 建一

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第58号

大阪府摂津市東一津屋14番20-506号 破産者 蘆山 悟之

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第661号

大阪市北区中津1丁目6番29-2003号 破産者 大濱 悟

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2413号

大阪市西淀川区姫里2丁目15番16号、住民票 上の住所大阪府東大阪市河内町9番17号 破産者 櫻井 和彦

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4043号

堺市北区中百舌鳥町1丁118番地16 破産者 細見 篤史

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1号

徳島県海部郡牟岐町大字灘字西ノ山19番地2 破産者 松坂 知三

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部

令和6年(フ)第213号

長崎県西彼杵郡長与町高田郷2087番地1 レ オパレスオークツリー102号

破産者 波戸口晋也

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第198号

札幌市南区川沿1条2丁目1番13号 CAS A 藻岩台403号、開始決定時の住所福島県郡 山市本町2丁目392番地14 エクセレンシィ 503号室

破産者 黒崎 正壽

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第150号

大阪府大阪市浪速区下寺3丁目2番2-1405 号、開始決定時の住所鳥取県米子市両三柳 618番批1

破産者 瀨尾 達人

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

令和5年(フ)第385号

福岡市博多区吉塚6丁目10番10-510号 吉 塚六丁目市街地住宅10号棟

破産者 野間 貴宏

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算についての異議申述期間が経 渦した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和5年(フ)第1795号

福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂2丁目8番7号 破産者 佐藤 佳子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 2 一般調查期日 令和7年7月11日午前10時 令和7年5月12日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1507号

福岡市西区野方2丁目1番28号

破産者 小林 和昭

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月11日午後1時30 分

令和7年5月14日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1528号

福岡市博多区博多駅南6丁目16番3-303号 ウエステリアプラウド

破産者 管 哲也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月15日午後1時30 分

令和7年5月13日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第222号

青森市松森2丁目10番31号

破産者 小泉 学

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月14日午前10時 令和7年5月15日

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第359号

大阪府枚方市村野西町1番27号 破産者 株式会社リマインド

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月4日午後2時40

令和7年5月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2090号

福岡市城南区南片江6丁目8番13号 破産者 石井 孝幸

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調查期日 令和7年7月22日午前10時 令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2417号

福岡市西区大字飯氏988番地1 コアマン ション周船寺ネクステージ206号

破産者 小林 凌也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時 令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2220号

福岡県朝倉市場1701番地1 破産者 佐野 保雄

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 2 一般調査期日 令和7年7月25日午後3時 令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第413号

静岡県富士市松岡2362番地の11 西山借家F 号、開始決定時の住所和歌山県伊都郡高野町 高野山83-9

破産者 大和建工こと 大橋 和則

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月24日午後1時50

令和7年5月16日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第348号

和歌山市久保丁1丁目5番地 破産者 株式会社RUNORT

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月24日午前10時35 分

令和7年5月16日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

躍

令和7年(フ)第176号

福岡市中央区平尾2丁目15番26号 破産者 株式会社LEBEN

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月28日午前11時30

令和7年5月14日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1721号

福岡市南区皿山1丁目13番45-1号 破産者 株式会社RISETEQ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月6日午前10時 令和7年5月15日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第142号

福岡県筑紫野市石崎1丁目4番1-405号、 破産手続開始決定時の住所福岡県春日市春日 公園8丁目19番地1 ウインザー春日公園 308号

破産者 横山 学

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月4日午前10時 令和7年5月15日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第3591号

大阪市都島区大東町2丁目21番12号 破産者 医療法人博勇会

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調查期日 令和7年9月8日午後2時10

令和7年5月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第47号

大阪市大正区千島3丁目5番10号 破産者 株式会社Challengers&c

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調查期日 令和7年9月8日午後2時 令和7年5月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1551号

福岡県朝倉市三奈木2481番地の5 破産者 有限会社朝倉運輸

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月4日午後1時30

令和7年5月15日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1552号

福岡県朝倉市大庭5390番地

破産者 プランニングオートこと 鬼塚 辰生 令和7年(フ)第3号

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月4日午後1時30 分

令和7年5月15日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第371号

岡山県倉敷市玉島道口3880番地1

破産者 有限会社栄協開発

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで | 令和6年(フ) 第454号
- 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前11時30 分

令和7年5月19日

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第1355号

京都市伏見区淀際目町579番地

破産者 中央実業株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月27日午前11時15 分

令和7年5月19日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第88号

岡山県苫田郡鏡野町奥津63-1、住民票上の 住所岡山県苫田郡鏡野町薪森原149番地2 破産者 仲西 祐一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 2 一般調查期日 令和7年9月1日午前10時10 分

令和7年5月16日 岡山地方裁判所津山支部

破産債権の届出期間及び一般 調査期間

令和6年(フ)第493号

宮崎市大橋3丁目71番地 リバーサイド大橋 805号

破産者 廣本由三子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 2 一般調査期間 令和7年7月28日から令和7 年8月4日まで

令和7年5月19日 宮崎地方裁判所破産係

破産管財人変更

岩手県奥州市江刺梁川字長根277番地1 破産者 高橋 和子

破産管財人 能澤麻衣子が辞任したので、次の者 を破産管財人に選任した。

新破產管財人 弁護士 岩崎 裕爾 令和7年5月9日 盛岡地方裁判所水沢支部

債権者集会招集

神奈川県座間市緑ケ丘4丁目8番25号 ノア ハヤシⅡ 201号

破産者 八木 英剛

財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計 算報告・免責審尋の期日 令和7年6月18日午 後2時

令和7年5月2日

横浜地方裁判所相模原支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな 45

令和6年(フ)第6182号

大阪市浪速区日本橋5丁目7番10号山田ビル 206号室

破産者 株式会社アモールコスメ 異議申述期間 令和7年7月11日まで 令和7年5月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2433号

福岡市博多区春町2丁目1番19号 サニーフ ラット南福岡 105号

破産者 鳥井TOBACCOこと 鳥井 康子 異議申述期間 令和7年7月14日まで 令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

免責許可申立てに関する意見 申述期間

令和6年(フ)第1164号

神戸市北区有野町有野3441番地の15 破産者 中井 建夫

免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 令和7年5月16日

神戸地方裁判所第3民事部

特別清算開始

令和7年(F)第2025号

東京都千代田区麹町4丁目3番29号VORT 紀尾井坂6階

清算株式会社 株式会社DA 代表清算人 永登 和夫

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(F)第2028号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際 ビル4階

清算株式会社 株式会社ライチョウ 代表清算人 木村 和義

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(F) 第2030号

東京都文京区本駒込2丁目10番4号四季ビル 千石1階

清算株式会社 水野エムアンドエム株式会社 代表清算人 瀬川安紀子

- 1 決定年月日 令和7年5月13日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第101号

鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133 清算株式会社 株式会社名瀬管理 代表清算人 髙橋 修平

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第101号

鹿児島市東千石町2番30号

清算株式会社 サニープラザ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

鹿児島地方裁判所民事第3部

更生手続開始

令和7年(ミ)第1号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階

更生会社 株式会社ケンショウ 代表者代表取締役 熱田 敏広

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 株式会社ケンショウについて更生手続 を開始する。
- 3 管財人 山本 幸治
- 4 更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会 社(従前の代表者)に債務を弁済し、又はその 財産を交付してはならない。
- 5 更生債権又は更生担保権の届出期間 令和7 年6月16日まで
- 6 更生債権又は更生担保権の一般調査期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ミ)第2号

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル16階

更生会社 株式会社タガヤス 代表者代表取締役 澁谷 聡

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 株式会社タガヤスについて更生手続を 開始する。
- 3 管財人 山本 幸治
- 4 更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会 社(従前の代表者)に債務を弁済し、又はその 財産を交付してはならない。
- 5 更生債権又は更生担保権の届出期間 令和7 年6月16日まで
- 6 更生債権又は更生担保権の一般調査期間 令 和7年7月22日から同年8月5日まで

大阪地方裁判所第6民事部

包括的禁止命令

令和6年(再)第26号

大阪市中央区備後町2丁目5番8号日本綿業 会館

再生債務者 株式会社マ・メール

主文 本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定 があるまでの間、すべての債権者は、債務者の 財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をし てはならない。

令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

令和7年(再)第3号

名古屋市西区上小田井1丁目348番地の1 再生債務者 小泉 敦資

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年6月30日 から令和7年7月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

決議に付する決定及び債権者 集会招集

令和6年(再)第2号

東京都新宿区荒木町6番地1第2ミヤコビル 1階

再生債務者 株式会社古林

- 1 決議に付する計画案 令和7年4月1日付け 再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使 又は書面投票による行使のうち議決権者が選択 するもの
- 3 債権者集会
- (1) 期日 令和7年7月11日午前10時
- (2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和7年7月4日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年6月 27日

令和7年5月12日 新潟地方裁判所民事部

再生手続終結

令和6年(再)第6号

茨城県水戸市赤塚1丁目16番地エスコート赤塚WEST、A202

再生債務者 水戸電力株式会社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

令和6年(再)第14号

大阪府豊中市長興寺南4丁目5番7-402号 (前住所)京都市西京区嵐山谷ケ辻子町37番 地

再生債務者 河原 健太

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 再生計画案が否決された。 令和7年5月13日

大阪地方裁判所第6民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

令和6年(再)第26号

大阪市中央区備後町2丁目5番8号日本綿業 会館

再生債務者 株式会社マ・メール

1 主文 本件再生手続を廃止する。

再生債務者について保全管理人による 管理を命ずる。

- 2 保全管理人 東京都千代田区二番町3番地5 麹町三葉ビル4階 半蔵門総合法律事務所 弁 護士 井上 裕明
- 3 廃止の理由の要旨 本件再生手続には民事再 生法191条1号に定める事由がある。 令和7年5月12日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手 続開始

令和7年(再イ)第18号

栃木県宇都宮市鶴田3丁目4番9号 再生債務者 渡邉 百合

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月30日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第20号

神奈川県座間市入谷西3丁目16番1号 サクラコート座間101号

再生債務者 佐藤 博

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月27日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第93号

愛知県津島市寺野町字郷94番地 2

再生債務者 稲垣 真

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令 和7年6月20日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第95号

福井市上野本町3-605 レオパレスプレミール上野II 202号室(住民票上の住所)愛知県知多市八幡字平井103番地の1

再生債務者 平良 厚

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令 和7年6月20日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第2号

愛媛県今治市片山1丁目5番22号 フォレストビューⅡ205号

再生債務者 高松 直史

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令 和7年6月20日まで

松山地方裁判所今治支部

Ø

令和7年(再イ)第4号

長崎県松浦市御厨町前田免748番地2

- 再生債務者 森 卓也
- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令 和7年7月11日まで

長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

令和7年(再イ)第41号

静岡市葵区古庄4丁目1-9 レオパレス爽

再生債務者 伊藤 保

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月30日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第46号

福岡県福津市福間南2丁目16番7号 再生債務者 古賀 慶太

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令 和7年6月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第89号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原西1丁目6番14号 ルームハウスSUN 102号

再生債務者 平山 泰誠

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令 和7年6月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第96号

福岡市南区清水1丁目15番9-303号 ク レッシ ラ ゾーナ

再生債務者 大内 徹

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令 和7年6月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第97号

福岡県福津市日蒔野1丁目2番地の15 ラ・ ガール日蒔野601号

再生債務者 田中 俊哉

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令 和7年6月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第14号

長崎県長崎市西海町1946番地3 ハミング秋 桜201

再生債務者 本種 一喜

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令 和7年7月14日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第23号

福岡市博多区半道橋2丁目14番2号 ㈱NI PPO福岡出張所寮 208号

再生債務者 柳瀬 和明

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令 和7年6月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第49号

福岡県糟屋郡粕屋町大字阿惠192番地6 ジャルダン 106号

再生債務者 大濵 佑弥

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで | 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後2時
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令 和7年6月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第83号

福岡県朝倉郡筑前町野町1658番地20

再生債務者 隠塚 剛

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令 和7年6月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第64号

大阪市平野区平野上町1丁目4番29号 再生債務者 髙橋 邦夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月26日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第7号

愛媛県新居浜市庄内町2丁目8番12号 再生債務者 横田 美優

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月30日まで

松山地方裁判所西条支部

令和6年(再イ)第330号

福岡県糟屋郡篠栗町田中1丁目1番25-305 号 パレ・グランドール篠栗駅

再生債務者 西島 悠輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第73号

福岡県宗像市土穴4丁目8番30号 再生債務者 川手 崇史

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第100号

福岡市博多区諸岡3丁目33番61-101号 パークコート諸岡

再生債務者 船山 慶裕

- 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第16号

静岡県浜松市中央区助信町46番3号 モンメ ゾンサトウ 303

再生債務者 金子 元是

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年6月30日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第54号

福岡市博多区浦田2丁目33番30号 再生債務者 麻生 玲子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年6月26日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第7号

埼玉県熊谷市新堀224番地11

- 再生債務者 岡田 夏仁 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令 和7年7月18日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第4号

石川県七尾市青葉台町61番地 再生債務者 中村 剛

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令 和7年7月18日まで

金沢地方裁判所七尾支部

令和7年(再イ)第12号

和歌山県岩出市曽屋314番地の6

再生債務者 近西 徹

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時30
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年7月4日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第20号

広島市中区基町18番1-1763号

再生債務者 迫 直人

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年7月4日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第10号

広島県福山市神辺町字道 L1233番地 7 再生債務者 吉中 正喜

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年7月4日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(再イ)第2号

徳島県阿南市見能林町青木261番地1 日亜 見能林社宅404号室

再生債務者 渡守 将之

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで | 令和7年(再イ)第13号
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令 和7年7月4日まで

徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(再イ)第109号

福岡市東区和白1丁目14番34号

再生債務者 伊藤真由美

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月27日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第22号

大分市大字光吉2114番地の41 市営1A7-

再生債務者 梶原 麻美

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令 和7年7月18日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第2号

岩手県九戸郡軽米町大字軽米第7地割27番地

再生債務者 長谷川大地

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令 和7年7月14日まで

盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(再イ)第23号

新潟県長岡市来迎寺2255番地2 ベルフォー トA号室

再生債務者 小林 翔

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令 和7年7月22日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

三重県亀山市田村町1779番地2 グリーンヒ ルズ110号

再生債務者 鈴木 聡彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月7日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第50号

兵庫県加古川市東神吉町天下原319番地の9 再生債務者 大山 将史

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令 和7年7月22日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第8号

松江市八幡町779番地15 リバーコーポすみ 202号

再生債務者 小川 浩

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月7日まで

松江地方裁判所民事部

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和6年(再イ)第47号

神奈川県横須賀市坂本町3丁目29番地 再生債務者 多田 正和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで

令和7年5月8日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(再イ)第213号

千葉県船橋市丸山1丁目45番11号 シティハ イムサンライズ202号

再生債務者 鶴田 昭二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第44号

神奈川県横須賀市富士見町3丁目24番地112 (前住所) 神奈川県横須賀市大津町5丁目11 番7号サンライトハウス A棟

再生債務者 大友 雅洋

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月12日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(再イ)第72号

静岡県磐田市西貝塚3777番地5 エムザ西貝 202号室

再生債務者 青島 克彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで

令和7年5月14日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第2号

栃木県足利市福居町195番地12

再生債務者 佐藤 洋介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

宇都宮地方裁判所足利支部

Ø

令和7年(再イ)第6号

相模原市中央区鹿沼台1丁目15番2号 GF ビル301号

再生債務者 竹葉 強

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第8号

相模原市南区相模大野9丁目28番8号 ユー ハイムサガミ301

再生債務者 磯田 亮平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(再イ)第234号

愛知県弥富市鯏浦町気開202番地8 再生債務者 高橋 祥吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第16号

愛知県大府市追分町6丁目459番地の2 向 日葵103号室

再生債務者 篠原 正人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第33号

愛知県愛知郡東郷町御岳1丁目14番地17 再生債務者 成瀬 透

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第3号

大分県由布市挾間町北方388番地6 再生債務者 右田 雅也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第146号

仙台市宮城野区小田原1丁目7番25-304号 (従前の住所) 東京都練馬区中村南2丁目4 番5-405

再生債務者 大田 雪華

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第32号

山形県天童市大字山元169番地

再生債務者 山口 博樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日 山形地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第35号

福島市泉字火焼津15番地の9

再生債務者 長谷川久美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

福島地方裁判所

令和7年(再イ)第2号

千葉県銚子市清水町2760番地の4 再生債務者 阿尾 竜臣

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(再イ)第156号

東京都東大和市立野3丁目636番地の1 706

再生債務者 中島 大輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第19号

岐阜県土岐市妻木町1620番地の8

再生債務者 ロペ シェルウィン エール マ インゲ

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(再イ)第79号

静岡県磐田市西貝塚3515番地19

再生債務者 大石 峻也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和6年(再イ)第29号

沖縄県中頭郡西原町字小那覇383番地 再生債務者 中山 進

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月14日

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(再イ)第17号

沖縄県うるま市勝連平安名605番地 再生債務者 田端 充

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月14日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(再イ)第34号

群馬県太田市由良町1013番地1 アストール B-201号

再生債務者 宮城 悠樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月14日 前橋地方裁判所太田支部

令和6年(再イ)第38号

群馬県太田市下浜田町1215番地2 ミーテ・ ルーチェ101号

再生債務者 長谷川雄太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月14日 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第3号

和歌山県橋本市紀ノ光台2丁目22番地の12 再生債務者 久保健太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第232号

札幌市手稲区前田7条8丁目8番7号 再生債務者 山下 清輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第2号

福島県大沼郡会津美里町字向川原甲3381番地

再生債務者 石山 美和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和6年(再イ)第21号

松江市玉湯町湯町1969番地3 再生債務者 岩﨑 順治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日 松江地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第26号

松江市八雲町日吉186番地9

再生債務者 藤原 賢二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日 松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第5号

京都市伏見区醍醐南里町52番地76

再生債務者 勝本由美子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで

令和7年5月19日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第15号

京都府長岡京市井ノ内下印田24番地 アーバンサクセス 203

再生債務者 飯田 貴大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで

令和7年5月19日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第4号

福岡市東区筥松4丁目9番4号 ウエルス貝 塚403号

再生債務者 木場 彬文

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月2日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで

令和7年5月12日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第236号

福岡市西区北原1丁目14番22-102号 フェリオ

再生債務者 本間 直也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで

令和7年5月13日

福岡地方裁判所第4民事部

| 令和7年(再イ)第3号

福岡市早良区南庄 6 丁目18番 2 号 ピープル 室見 502号

再生債務者 山﨑 直弥

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで

令和7年5月13日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第10号

岡山市中区江崎33番地20 リッセ江崎201 再生債務者 楠原 三重

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第10号

福岡市南区大楠2丁目2番1-1305号 クリエート日赤通りⅡ

再生債務者 今林 侑也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第3号

長崎県平戸市大久保町2046番地8 再生債務者 尾崎 慎悟

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで

令和7年5月16日

長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

令和7年(再イ)第7号

山口県下関市富任町5丁目8番26号 再生債務者 西本 裕美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年(再イ)第6号

長崎県長崎市福田本町1783番地2

再生債務者 佐々木 治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月19日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第4号

広島県東広島市西条町寺家6781番地 6 再生債務者 有川 靖彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第34号

愛媛県松山市下難波甲167番地3 再生債務者 松浦 宏幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第8号

愛媛県伊予郡松前町大字北黒田365番地2 サンビレッジ伊予の里B202

再生債務者 佐伯 忠士

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第13号

愛媛県松山市居相4丁目17番6号 グランド カメリア101号

再生債務者 吉田 孝敏

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第1号

宮崎市大字島之内9584番地43

再生債務者 金城 聡美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

25

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第34号

静岡市葵区桜町1丁目2番32-106号 再生債務者 高橋 仁志

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

令和7年5月19日

静岡地方裁判所民事第2部

| 令和6年(再イ)第41号

長崎県長崎市中小島 2-1-2 Signp ost ジラソーレ 203

再生債務者 川上 將太

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。

会和7年5月19日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生 手続開始

令和7年(再口)第10001号

栃木県宇都宮市鶴田町1621番地5

再生債務者 鈴木 諒

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令 和7年6月24日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再口)第1号

北海道小樽市花園3丁目21番19号

再生債務者 鈴木 孝典

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- | 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年6月30日まで

札幌地方裁判所小樽支部

| 令和7年(再口)第2号

新潟市西蒲区曽根1286番地1 再生債務者 中野 正人

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令 和7年7月22日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再口)第1号

石川県金沢市長田町3番5号 エスポワール 205号(従前の住所 金沢市二口町イ23番地

再生債務者 井上 慧

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月7日まで

金沢地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第4号

沖縄県宜野湾市上原2丁目12番1-105号コーポ八大

再生債務者 國頭 正彦

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月 6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月16日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

長野県下高井郡山ノ内町大字戸狩410番地 4 申立人 杉山 翔太

最後の住所 長野県下高井郡山ノ内町大字戸 狩792番地のロ

所有者 亡櫻井弘文相続人亡櫻井忠夫相続財産 (不動産登記記録上の住所) 下高井郡山ノ内 町大字戸狩792番地口

(不動産登記記録上の所有者) 櫻井 弘文 届出期間満了日 令和7年7月14日

令和7年5月14日 長野地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 下高井郡山ノ内町大字戸狩字森下

地番 792番 2

地目 宅地

地積 1364.92平方メートル

2 所在 下高井郡山ノ内町大字戸狩字森下792 番地イ、794番地口

家屋番号 792番イ

種類 居宅

構造 木造草葺2階建

床面積 1階 255.86平方メートル 2階 35.70平方メートル

(附属建物の表示)

符号 1

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺平家建

床面積 34.71平方メートル

符号 2

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺平家建

床面積 39.66平方メートル

符号 3

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺2階建

床面積 1階 16.52平方メートル 2階 16.52平方メートル

符号 4

種類 物置

構造 木造板葺平家建

床面積 20.82平方メートル

符号 5

種類 物置

構造 木造瓦葺平家建

床面積 72,06平方メートル

令和7年(チ)第3号

静岡県磐田市国府台3-1

申立人 磐田市長 草地 博昭

(最後の住所)静岡県磐田市刑部島233番地 (不動産登記記録上の住所)磐田市刑部島 617番地の3

所有者 亡鈴木英和相続財産

届出期間満了日 令和7年7月14日

令和7年5月13日 静岡地方裁判所浜松支部

(別紙) 物件目録

1 所在 磐田市刑部島字東通

地番 233番

地目 宅地

地積 165.63平方メートル

2 所在 磐田市刑部島字村東617番地の3

家屋番号 617番3

種類 居宅

構造 木造亜鉛メツキ鋼板葺平家建

床面積 33.95平方メートル

3 所在 磐田市刑部島233

家屋番号 (未登記)

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 22.31平方メートル

4 所在 磐田市刑部島233

家屋番号 (未登記)

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 12.83平方メートル

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号桑野ビル

申立人 サニーアベニュー合同会社

住所・居所 不明

(最後の住所) 栃木県那須鳥山市曲畑792番

(不動産登記記録上の住所) 那須郡荒川村大 字曲畑792番地

所有者 小倉 スキ

届出期間満了日 令和7年7月14日

令和 7 年 5 月14日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 那須鳥山市曲畑字白金

地番 784番1

地目 雑種地

地積 2948平方メートル

令和7年(チ)第1号

12平方メートル 公衆用道路

神奈川県川崎市高津区末長2丁目7番3号

令和7年5月13日

千葉地方裁判所八日市場支部

令和7年(チ)第3号 届出期間満了日 令和7年7月14日 申立人 株式会社銚子暁鶏館 佐谷北一丁目21番41号宝12マンション202号 千葉県銚子市犬吠埼10293番地 住所・居所 (不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区阿 健司

令和7年(チ)第6号 303.23平方メートル 光光 10293番15 銚子市犬吠埼 物件目 繟

申立人 株式会社ウェルス 住所・居所 不明 (商業登記簿上の住所) 横浜市西区浅間町1

神奈川県藤沢市鵠沼石上2丁目5番1号

2丁目10番13号横浜東口ビル902号 所有者 豊栄商事株式会社 丁目12番4号豊栄ビル (不動産登記記録上の住所) 横浜市西区高島

(不動産登記記録上の商号) ニッキホーム株式

官

届出期間満了日 令和7年7月12日 令和7年5月13日

物件 横浜地方裁判所第3民事部

2656番16 横浜市港北区篠原北1丁目

所在 191番5

(別紙)

届出期間満了日 令和7年7月17日

令和7年5月15日

横浜地方裁判所川崎支部

(別紙)

多年

目線

川崎市高津区末長二丁目

679番ハ

49.61平方メートル

住所·居所 不明 申立人 庄司 敏夫

会社その他の公告

承継して存続して乙は解散することにいたしまし 左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を

届出期間満了日 令和7年7月14日 令和7年(チ)第2号 所有者 井上善四郎 外33名 福井県福井市西板垣町101番地5 令和7年5月12日 (不動産登記記録上の住所) 不明 (別紙) 物件目 福井地方裁判所

割皿 所在 福井市豊町 地番 74番

34.93平方メートル

令和7年 (チ) 第2号

住所·居所 不明 愛知県知多市寺本台4丁目2番地の11 申立人 星野 清志

届出期間満了日 令和7年7月12日 所有者 小西彦右工門

令和7年5月12日 名古屋地方裁判所半田支部

(別紙) を 件 目 録

地番 所在 70番 東海市横須賀町二ノ割

当 36.36平方メートル

令和6年(チ)第13号

滋賀県近江八幡市西本郷町西7番地1 申立人 株式会社松吉土地

市長福寺町181番地 住所・居所 不明 (亡山出曻一の最後の住所) 滋賀県近江八幡

届出期間満了日 令和7年7月9日 所有者 亡山出曻一相続財産 令和7年5月9日 大津地方裁判所彦根支部

近江八幡市長福寺町字西山 物件目録

72平方メートル

掲載の日付 令和七年五月十二日

掲載の日付 令和七年五月十二日 掲載頁 一二四頁 (号外第一〇四号)

札幌市中央区北三条西二十六丁目三番二八号 代表取締役 鶴尾 康

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は解散することに 庚、辛及び壬の権利義務全部を承継して存続しる、 いたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、 己

甲 掲載紙 官報

掲載頁 九十五頁 (号外第二八〇号) 掲載の日付 令和六年十二月二日

(乙)(丙)(戊)及び(庚)につき 掲載の日付 令和七年五月二十七日 掲載紙 日刊工業新聞

告義務はありません。 (丁)(己)(辛)及び(壬)につき、 掲載頁 七頁 計算書類の

令和七年五月二十七日

宮城県大崎市古川駅南一丁目九番地 (甲) 株式会社医薬品情報センター 代表取締役 小田嶋一明

秋田県大仙市大曲上大町一一番一一号 (乙) 株式会社至誠堂下山薬局本店

及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月十三 効力発生日は令和七年六月二十九日であり、 甲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 官報

掲載頁 一二六頁 (号外第一〇四号)

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

令和七年五月二十七日

札幌市中央区南一条西二丁目五番地 (甲) 株式会社ソルトワークス

(乙) 株式会社ソルトホールディングス 代表取締役 鶴尾 康

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 九十五頁 (号外第二八〇号) 掲載の日付 令和六年十二月二日

(乙)確定した最終事業年度はありません。 令和七年五月二十七日

宮城県大崎市古川駅南一丁目九番地 (甲) 株式会社医薬品情報センター 代表取締役 小田嶋一明

田町グラスゲート六階ACA株式会社内 東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永 (乙) ACAメディケイション株式会社 代表取締役 竹内 計賀

秋田市千秋久保田町三番一五号

代表取締役 金子 晴雄 (丙) 株式会社青龍

福島市泉字弐斗蒔三五番地の二

(丁) 有限会社いずみ調剤

秋田県大仙市角間川町字下中町三三番地二 取締役 菅原憲太郎

(戊) 株式会社ヒカリ薬局 代表取締役 下山 誠

青森県青森市浪岡福田二丁目一三番地一三 (己) 有限会社青森メディカル

仙台市青葉区木町通一丁目八番一八号 取締役 菅原憲太郎

岩手県宮古市保久田三番九号 (庚) 株式会社ファーマケーション 代表取締役

秋田市御野場 代表社員 株式会社至誠堂下山薬局本店 二丁目一三番一一号 (辛) 合同会社あすなろ薬局 職務執行者 下山 誠

(壬) 有限会社小町堂薬局

取締役 下山

誠

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 \mathbb{Z} 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年五月十六日 官報 一〇四頁 (号外第一〇八号)

(甲) 掲載紙

官報

第 1472 号

令和七年五月二十七日 掲載頁 九十頁 (号外第一〇八号) 掲載の日付 令和七年五月十六日

埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目一六 茨城県坂東市菅谷二二三〇番地 代表取締役 志賀 謙太 (甲) 田中産業株式会社

代表取締役 宮澤 勝良 (乙) 株式会社MGS

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙)確定した最終事業年度はありません。 (甲)確定した最終事業年度はありません。 令和七年五月二十七日 田町グラスゲート六階ACA株式会社内 東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永

田町グラスゲート六階ACA株式会社内 東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永 (乙) アクティヴホールディングス2株 代表取締役 田中 佑樹

式会社 代表取締役 田中 佑樹

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

27

なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出

掲載紙 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

令和七年五月二十七日 掲載頁 九十頁 (号外第七十二号) 掲載の日付 令和七年三月三十一日

東京都中央区日本橋二丁目三番四号 (甲) 株式会社フェローテックホール ディングス

代表取締役 賀 賢漢

東京都中央区日本橋二丁目三番四号 \mathbb{Z} ルテクノロジーズ株式会社フェローテックマテリア 代表取締役 賀 賢漢

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

甲 掲載紙 日刊工業新聞

 \mathbb{Z} 令和七年五月二十七日 掲載の日付 令和七年五月二十七日掲載の日付 令和七年五月二十七日掲載頁 四頁 掲載頁 四頁

(甲) 株式会社TOSEI東京都品川区東五反田一丁目二四番二号 代表取締役 谷嶋 和夫

東京都港区芝大門二丁目五番五号 (乙) エレクトロラックス・プロフェッ ショナル・ジャパン株式会社 代表取締役 高雄 雅丸

合併公告

(甲) アクティヴホールディングス株式

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

更 甲) 掲載紙 日刊工業新聞
出載の日付 令和七年五月二十七日掲載の日付 令和七年五月二十二日掲載の日付 令和七年五月二十二日掲載の日付 令和七年五月二十二日

 \mathbb{Z}

を承継して存続し乙は解散することにいたしまし 左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部

継して存続し乙は解散することにいたしました。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

なお、

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月十六日

掲載頁 八十四頁 (号外第一六八号)

甲

 \mathbb{Z}

令和七年五月二十七日

東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

(甲) 株式会社ティーガイア

代表取締役 石田 將人

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

(乙) 株式会社ユニケース

代表取締役 前畑 裕樹

東京都港区芝浦一丁目一番一号 代表取締役 坂本 篤彦

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 掲載の日付 令和七年五月十五日 十頁

 \mathbb{Z} 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月十五日 掲載頁 十頁

令和七年五月二十七日 東京都渋谷区代々木二丁目一番一号 (甲) コヒレント・ジャパン株式会社

令和七年五月二十七日

東京都港区芝五丁目一三番一八号

(甲) 株式会社ビジネス・アーキテクツ

代表取締役 大日

東京都渋谷区代々木二丁目一番一号新宿マ インズタワー二六階 代表取締役 手嶋登志夫

ディング二一階

(乙) 株式会社エクスペリエンス

代表取締役

奥野

昭光

東京都港区海岸一―二―三汐留芝離宮ビル

(乙) ツーシックスジャパン株式会社 代表取締役 手嶋登志夫

合併公告

合併公告

確定した最終事業年度はありません

掲載紙 日刊工業新聞

令和七年五月二十七日 掲載の日付 令和七年三月二十五日 掲載頁 三頁

(甲) ビー・エックス・ジェイ・ ディー・ツー・ホールディング 株式会社

合併公告

(乙) シミック株式会社

代表取締役 片山

俊二

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載頁 掲載紙 掲載の日付 令和六年六月二十六日 毎日新聞 二十二頁

掲載紙

官報

令和七年五月二十七日 東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地 掲載頁 七十一頁 (号外第一〇九号) 掲載の日付 令和七年五月十九日

東京都中央区八丁堀四丁目九番四号 Z 株式会社スポニチクリエイツ (甲) 株式会社毎日映画社 代表取締役 代表取締役 宮嶋 山口 法之 極

火曜日

甲

掲載紙 官報

官

(甲) 掲載紙

官報

掲載の日付 令和七年二月二十八日

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載頁 掲載紙 官報 六十七頁 (号外第四十一号)

令和七年五月二十七日 東京都江東区木場三丁目一〇番一号 掲載頁 六十八頁 (号外第四十一号) 掲載の日付 令和七年二月二十八日

(甲) エス・テイ株式会社

東京都江東区木場三丁目一〇番五号 (乙) ケイ・ビー株式会社 代表取締役 猪俣 太郎 代表取締役 猪俣 太郎

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 \mathbb{Z} 掲載紙 掲載頁 九十一頁 (号外第一〇八号) 官報の三十二頁に公告しております。 右開示に係る訂正を令和七年五月二十日付 掲載の日付 令和七年五月十六日

東京都江東区亀戸六丁目一番一〇号 和七年五月二十七日 掲載の日付 令和七年五月十六日 九十頁(号外第一〇八号)

令和 **7** 年 **5** 月 **27** 日

(甲) 株式会社リングストン 代表取締役 鈴木

千葉県柏市逆井四三一番地の一〇 (乙) カタオカプラセス株式会社 代表取締役 林 秀幸

です。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 四頁 掲載の日付 令和七年五月二十七日

(乙)確定した最終事業年度はありません。 令和七年五月二十七日

長野県茅野市金沢五五六八番地一

ルナA四〇二 東京都渋谷区渋谷一―三―一八ビラ・モデ 代表取締役 上條 勝

(乙) 株式会社NGTG11 代表取締役 新居 英一

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 掲載紙 官報

掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年十月十八日 掲載頁 四十八頁 (号外第二四三号)

 \mathbb{Z}

令和七年五月二十七日 静岡県富士宮市山宮三五〇七番地の一九 掲載頁 四十七頁 (号外第二四三号) 掲載の日付 令和六年十月十八日 (甲) 株式会社エコネコル

札幌市東区東雁来六条二丁目一番二五号 (乙) 株式会社Genau 代表取締役 佐野 文勝

代表取締役

佐野

邦光

健一

及び己は解散することにいたしました。 の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、 左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己 1 戊

(甲)(乙)(丙)(丁)及び(己)

掲載の日付 令和七年五月二十七日

(戊) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十七日 三重県鈴鹿市南江島町一四番一号

(甲) 株式会社ミヤサカ工業

代表取締役 杉本

岐阜市萱場南 一丁目一二番一八号

スビル

東京都北区赤羽西一丁目二六番二号シリウ

代表取締役 岡村 信一

(乙) 株式会社シリウス

取締役 杉本 守之

三重県伊勢市河崎二丁目三二二番地七

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月二十七日

 \mathbb{Z} 確定した最終事業年度はありません

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十七日

三重県鈴鹿市南江島町一四番一号

(甲) 株式会社ダイワコーポレーション

掲載紙 日刊工業新聞 につき

> 田町グラスゲート六階ACA株式会社内 東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永

(乙) ACAケミスト株式会社

代表取締役 竹内 計賀

掲載頁 六頁

合併公告

(甲)株式会社ダイワコーポレーション

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

継して存続し乙は解散することにいたしましたの

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

で公告します。

三重県鈴鹿市南江島町一四番一号 代表取締役 奥村 慎悟

名古屋市南区道徳通三丁目四三番地 (乙) I&H東海ホールディング株式会社 代表取締役 杉本 守之

甲・乙

(丙) 株式会社あいち調剤 守之

令和七年五月二十七日

掲載頁 六頁

掲載の日付 令和七年五月十九日

掲載紙 日刊工業新聞

大阪市北区堂島二丁目一番三一号

(甲)株式会社JFDエンジニアリング

代表取締役 吉田 慶祐

(丁) 株式会社ナウス

代表取締役 杉本 守之

岐阜県大垣市世安町二丁目六八番地三 (戊) 有限会社セーブ

合併公告

代表取締役 杉本 守之 (己) 株式会社シンセイ 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲・乙)

掲載の日付 令和七年五月二十一日 掲載紙 千葉日報

令和七年五月二十七日 掲載頁 十七頁

兵庫県姫路市白浜町丙一五二番地の一 (甲) 河野トラック株式会社

兵庫県姫路市継 一九三番地 代表取締役 河野

修

(乙) 株式会社STO

代表取締役 河野 修 官

甲・乙

官報

令

掲載頁

一六三頁 (号外第一〇二号)

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

甲・乙

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

和七年五月二十七日 兵庫県加東市田中一六五番地 掲載紙 掲載頁 一六四頁(号外第一一一号)掲載の日付 令和七年五月二十一日 官報

兵庫県洲本市五色町都志九〇八番地 代表取締役 高田 (甲) 日本電建株式会社

賢三

代表取締役 高田 敏子 (乙) 電源株式会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

兵庫県加東市田中一六五番地 和七年五月二十七日

掲載頁 一六四頁(号外第一一一 掲載の日付 令和七年五月二十一

号 日

(甲) 日本電建株式会社

、市中央区二宮町四丁目九番一―三○一 代表取締役 高田 賢三

代表取締役 谷川 泰古 (乙) 株式会社電建

継して存続し、乙は解散することにいたしました ので公告します。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 审 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 及び乙)掲載紙 掲載の日付 令和七年五月八日 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 官報

令和七年五月二十七日 鹿児島市与次郎二丁目七番二五号 (甲) インフラテックサービス株式会社

鹿児島市与次郎二丁目七番二五号 代表取締役 堀之内 勝

代表取締役 (乙) 九建殖産株式会社

吸収分割公告

いたしました。 権利義務を承継し、乙はそれを承継させることに 楽町一丁目一三番二号)株式の管理事業に関する ルディングス株式会社(住所:東京都千代田区有 左記会社は吸収分割して、甲は乙のPHCホー

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

 \mathbb{Z} (甲) https://www.mcgc.com/ir/index.html

掲載頁 二七一頁(号外第一五八号)掲載の日付 令和六年七月一日

令和七年五月二十七日

(甲) 三菱ケミカル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号 (乙) 株式会社生命科学インスティ テュート

吸収分割公告

事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを 承継させることにいたしました。 産を主たる信託財産とする信託受益権を含む。)の 保有及び運用に関する事業並びにそれに関連する ション、貸別荘等の運営事業に係る不動産(不動

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 おりです。 なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のと 掲載紙 日刊工業新聞

令和七年五月二十七日 東京都港区西新橋一丁目一番一号EPコン サルティングサービス内

東京都豊島区南大塚二丁目四五番八号 (乙) 株式会社セラヴィリゾート泉郷 職務執行者 武田 哲尚 田山下のの一般社団法人 武田 哲尚

松﨑 秀雄

掲載紙 官報

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

代表取締役 下平 靖雄

代表取締役 田 邉 良 輔

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル、 ペン

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載の日付 令和七年五月二十七日 掲載頁 二頁

吸収分割公告

書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させ左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約 ることにいたしました。

び株式会社レッドバロンプロパティーズ(住所愛(住所愛知県岡崎市大平町字才勝八番地の一)及この会社分割は、乙が日本オート企画株式会社 の効力を生じます。 乙がその権利義務の全部を承継して存続し、日本 知県岡崎市大平町字才勝八番地の一)と合併して ロパティーズが解散することを停止条件としてそ オート企画株式会社及び株式会社レッドバロンプ

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載頁 五十六頁 (号外第六十五号)掲載の日付 令和七年三月二十六日

 \mathbb{Z} 令和七年五月二十七日 掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 三頁 掲載の日付 令和七年四月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレ 愛知県岡崎市材木町一丁目三番地一 スビル五階 (甲)株式会社BCJ―84 代表取締役 杉本 勇次

代表取締役 杉浦 孝子(乙)日本オート商事株式会社

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを 承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル運営事

 \mathbb{Z} 掲載紙 https://www.lead-real.co.jp/ 掲載页 六十八頁 (号外第一一〇号) 官報

> 令和七年五月二十七日 東京都渋谷区南平台町一六番一一号 (甲) 株式会社掃除屋ジャパン

東京都渋谷区南平台町一六番一一号 (乙) 株式会社リード・リアルエステート 代表取締役 長原 英司

代表取締役 長原

英司

吸収分割公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とにいたしました。 関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるこ この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 \mathbb{Z} 甲 令和七年五月二十七日 番地(乙)株式会社エビデント長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六 番地 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六 掲載紙 確定した最終事業年度はありません。 掲載頁 八十頁 (号外第一七九号) 掲載の日付 令和六年七月二十九日 甲 エビデント・インスペクション・ テクノロジーズ・ジャパン株式会 官報 代表取締役 益子 智巳 代表取締役 吉本 浩之

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とにいたしました。 関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるこ この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。 ② 爭 確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十七日 掲載紙 官報 掲載頁 七十一頁 (号外第一七九号) 掲載の日付 令和六年七月二十九日

番地 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六

番地(乙)株式会社エビデント長野長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六 甲 エビデント・インスペクション・ テクノロジーズ・ジャパン株式会 代表取締役 益子 智巳

代表取締役

健

吸収分割公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出くださこの会社分割に対し異議のある債権者は、本公 部に関する権利義務全部を承継し乙はそれを承継 させることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の薬局事業の一 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 掲載の日付 令和六年十一月二十七日 日刊工業新聞

 \mathbb{Z} 令和七年五月二十七日 掲載頁 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月二十七日 掲載頁 七頁

大阪市淀川区宮原一丁目二番四号

第 1472 号

二頁

代表取締役 木下 茂(乙)株式会社ファルシオ兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一―三〇四号 (甲) 株式会社メディカルかるがも 代表取締役 正井 克典

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 利義務を承継し、乙はそれを承継させることにい 書に定める一部の飲食店事業を除く)に関する権 民泊事業及び飲食店事業(ただし、吸収分割契約 たしました。 なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のと この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業、

官

おりです。 (甲) 確定した最終事業年度はありません 和七年五月二十七日

熊本市中央区手取本町四番一五号

熊本市中央区手取本町四番一五号 代表取締役 葉 增

(甲) 株式会社ごえん

代表社員 表社員 葉 増 (乙) 合同会社えん

新設分割公告

三番二八号)に対して、当社が営む不動産の賃貸ト(本店所在地札幌市中央区北三条西二十六丁目当社は、新設分割により新設する株式会社ソル 義務を承継させることにいたしました。 及び金融資産の運用等に関する事業に関する権利 日を予定しております 当社の株主総会の承認決議は令和七年六月十三

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 この新設分割に対し異議のある債権者は、本公 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載页 一二六頁(号外第一〇四号)

令和七年五月二十七日

札幌市中央区南一条西二丁目五番地

代表取締役 鶴尾 株式会社ソルトワークス

康

新設分割公告

MOA(住所東京都荒川区南千住三丁目二二番 義務を承継させることにいたしましたので公告し ○号)に対して当社の新設分割計画書記載の権利 当社は、新設分割により新設する株式会社MO

二日に終了しております 当社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

令和七年五月二十七日

新設分割公告

る権利義務を承継させることにいたしましたので二五番地)に対して当社の不動産賃貸事業に関す 公告します 式会社(住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北三丁目 当社は、新設分割により新設する河野不動産株

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 千葉日報

掲載の日付 令和七年五月二十一 令和七年五月二十七日 掲載頁 十七頁 日

兵庫県姫路市白浜町丙一五二番地の一 代表取締役 河野トラック株式会社 河野 修

新設分割公告

です。 画(住所徳島県阿南市富岡町今福寺四三番地五) 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継させることにいたしましたので公告します。 テルに関する事業を除く)に関する権利義務を承 に対して当社のホテル事業(ただし、阿南第一ホ 当社は、新設分割により新設する株式会社N企 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

です この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 一六四頁(号外第一五四号)掲載の日付 令和六年六月二十七日

東京都荒川区南千住三丁目五番二〇号 株式会社ジャパンクイックサービス 代表取締役 和佐見次男

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十七日

千葉県市川市国府台一丁目一一番一三号

合同会社ちはるプロモーション

代表社員

中嶋 紀子

組織変更公告

公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ ました。この組織変更に異議のある債権者は、本 当社は、株式会社に組織変更することにいたし 令和七年五月二十七日 東京都文京区本郷五丁目一番一一号KII

掲載紙 官報

令和七年五月二十七日 掲載頁 七十二頁 (号外第一〇九号) 掲載の日付 令和七年五月十九日

徳島県阿南市富岡町西池田口一四番地の一

代表取締役 株式会社西田企画 西田 祥典

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十七日

埼玉県さいたま市浦和区東仲町八番五―二 〇五号 合同会社メディケアサポート

代表社員 西田 雄

組織変更公告

HOUSE IOI 代表社員 合同会社アズユニ 松本 拓樹

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十七日

川崎市麻生区王禅寺東四丁目三五番二号

代表社員 枷場 合同会社HASABA

徹

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月二十七日

神奈川県川崎市川崎区日進町二三番地九― 0001 代表社員 トクシュン合同会社

叶

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十七日

代表社員 鵜飼 治昭

名古屋市中村区名駅三丁目一八番三号

合資会社鵜飼商店

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十七日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目三一番六

組織変更公告

代表社員 浅田

悠介

合同会社IDEAL

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十七日

代表社員 合同会社A Qua 楠本 哲也

大阪市中央区伏見町四丁目四番九号

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月二十七日

福岡県福岡市南区曰佐四丁目三八—二四

代表社員 平井真美子 合同会社HOM

資本金の額の減少公告

八百五十五円減少し、減少する資本金の額の全額 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 を資本準備金とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億四千五百十二万九千 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

companies/822556/announces https://k.secure.freee.co.jp/

令和七年五月二十七日

LNihonbashi四〇一 東京都中央区日本橋小舟町一四 |七SOI

株式会社NewLocal 代表取締役 石田 遼

資本金の額の減少公告

官

六月二十七日までにお申し出下さい。 減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、 当社は、資本金の額を四千九百九十九万五千円 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 令和七年

掲載紙 官報

です。

掲載頁 七十七頁 (号外第九十二号) 掲載の日付 令和七年四月二十四日 令和七年五月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

代表取締役 麻野 株式会社ナレッジワーク 耕司

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 h, なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 千八百万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を四億七百五万円減少し、 当社の確定した最終事業年度はありませ

31

令和七年五月二十七日 東京都中央区京橋二丁目二番一号

代表取締役 株式会社BCM35 檀野 英次

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 資本金の額を八千五百四万五千円減少

掲載紙 千葉日報

令和七年五月二十七日 掲載頁 十七頁 掲載の日付 令和七年五月二十一日

東京都中央区日本橋三丁目三番二号 代表取締役 和田 株式会社シマント

怜

資本金の額の減少公告

ります 総会の決議は、令和七年五月十四日に終了してお とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主 当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月二十七日なお、計算書類の公告義務はありません。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 神奈川県大和市下鶴間二一二六番地

代表取締役 金子 耕造有限会社エフ・ワイ・ケイ 代表取締役 金子

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千

総会の決議は、令和七年四月二十九日に終了して おります 万円とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 一七〇頁(号外第一一一号)掲載の日付 令和七年五月二十一日 令和七年五月二十七日

大阪市東淀川区北江口四丁目四番一八—二 代表取締役 田中金属株式会社 田中

資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。なお、五百万円は資 本準備金といたします。 当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円

会の決議は、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月二十七日 なお、確定した最終事業年度はありません。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

兵庫県西宮市小曽根町三丁目五—二五

株式会社R.

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万五千五十八円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、資本準備金の額を七億一千二百五十

掲載紙 官報

令和七年五月二十七日 掲載頁 八十三頁 (号外第二三三号) 掲載の日付 令和六年十月四

代表取締役 橋口 寛

準備金の額の減少公告

した。 十三万七千二百八十八円減少することにいたしま 当社は、資本準備金の額を二百二十九億六百八

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和六年七月三十一日 令和七年五月二十七日 掲載頁 一九〇頁 (号外第一八一号) 掲載紙 官報

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号 旭化成メディカル株式会社 代表取締役 稲留秀一郎

効力発生日は令和七年七月二日であり、株主総 令和七年五月十七日に終了しており

| 四 Y

代表取締役 山谷 塁

準備金の額の減少公告

東京都千代田区麹町四丁目八番地一

株式会社ユーフォリア

代表取締役

資本金及び準備金の額の減少公告 本準備金の額を十九億二千五百万円減少すること 当社は、資本金の額を十九億二千五百万円、 株式会社フタバ 江口 晃 資

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 にいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 掲載頁 一六三頁 (号外第二九四号) 掲載の日付 令和六年十二月十九日 令和七年五月二十七日 千葉市稲毛区小仲台二丁目六番一号

代表取締役

藤田

幸恵

リンクメッド株式会社

準備金の額の減少公告

万三千六十七円減少し九百万円とすることにいた しました。 当社は、資本準備金の額を九億七千七百五十九

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

令和七年五月二十七日 掲載頁 六十七頁 (号外第四十一号) 掲載の日付 令和七年二月二十八日

東京都江東区木場三丁目一〇番一号 エス・テイ株式会社

代表取締役 猪俣

準備金の額の減少公告

交換による資本準備金の増加額の全額を減少する するN&T株式会社との株式交換(以下「本株式 交換」という)の効力発生を条件として、本株式 ことにいたしました。 当社は、令和七年六月二十五日を効力発生日と

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 掲載紙 官報 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 九十七頁 (号外第一〇八号) 掲載の日付 令和七年五月十六日

令和七年五月二十七日 新潟県三条市西本成寺二丁目二四番二六号

資本金及び準備金の額の減少公告

令和七年五月二十七日

広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の

代表取締役

砂川

正喜

中央陸運株式会社

備金の額を一億二千五百万円減少することにいた この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の 当社は、資本金の額を七千五百一万円、資本準

翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

確定した最終事業年度はありません 令和七年五月二十七日

岡山市北区錦町一番一号岡山駅前ビル四階 KSJ9株式会社

代表取締役 町田 一郎

基準日設定につき通知公告

割当てを受ける株主と定めましたので公告しま する株式一株を千株とする株式分割により株式の 同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有 当社は、令和七年六月十五日を基準日と定め、

令和七年五月二十七日 富士市伝法八七八番地の一五

基準日設定につき通知公告 代表取締役 小山 武株式会社コヤマ・ミライエ

同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令 和七年六月二十七日開催予定の臨時株主総会にお ける議決権を行使できる株主と定めましたので公 令和七年六月十一日を基準日と定め、

官

告します。

令和七年五月二十七日

大阪府堺市堺区出島西町三番三六

代表取締役社長 從社長 橘 潤治株式会社信貴造船所

定款変更につき通知公告 当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十七日 東京都新宿区西新宿六丁目六番三号 日本ハイウエイ・サービス株式会社

代表取締役 舟久保公雄

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年六月十一日付で株券を発行す

同日に当社の株券は無効となります。

りです。

限定承認公告

三番地、最後の住所福岡県北九州市小倉北区 篠崎三丁目二〇番二二号 本籍福岡県北九州市小倉北区篠崎三丁目一一 ť 郡 八エ子

請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出 がないときは弁済から除斥します。 び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及 続人は令和七年五月十三日福岡家庭裁判所小倉支 右被相続人は令和七年三月六日死亡し、 その相

令和七年五月二十七日

アパート五〇五号 東京都品川区荏原二丁目九番八荏原二丁目

限定承認者 笠井

限定承認公告

後の住所大阪府堺市東区引野町二丁八三 本籍大阪府堺市美原区小平尾一二一番地 最

受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請 にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び 続人は令和七年五月十三日大阪家庭裁判所堺支部 求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出が ないときは弁済から除斥します。 令和七年五月二十七日 右被相続人は令和七年二月七日死亡し、その相 被相続人 亡 孫野

一一 限定承認者 山東 香大阪府大阪市浪速区桜川二—六—一七—六

株券提出不能に対する異議申述公告

クレパスホールディングス株式を交付することに 主に対して旧株券と引換でなしに株式会社サクラ の株券に係る株式の株主から、株券を提出できな サクラクレパスを完全親会社とする株式交換を実 三箇月以内にお申し出下さい。 異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から 付のため当社の株券の提出を求めたところ、後記 クラクレパスホールディングス株式の割り当て交 施いたしましたが、株式交換に際し、株式会社サ い旨の申し出がありました。よって、これらの株 して、当社を株式交換完全子会社とし、株式会社 当社は、 令和七年五月二十六日を効力発生日と

令和七年五月二十七日 東京都台東区柳橋二丁目二〇番一六号

百株券 百株券 百株券 百株券 枚数 A甲五八 A甲四四九 A甲四六〇 A甲四五九 代表取締役 西村 信 名義人

百株券 百株券 百株券 百株券 百株券 百株券 百株券 百株券 百株券 A甲二六六 大大 A甲二六五 西村彦四郎 西村彦四郎 西村彦四 西村彦四郎

峰子 資本金の額の減少公告及び組織変更公告 当社は、資本金の額を八千万円減少し千万円と

令和七年五月二十七日

神奈川県横浜市中区海岸通四丁目1

二三番地

マリンビル五階

不在者財産管理人

伊澤

美

お申し出下さい。 る債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に 社に組織変更することにいたしました。 することにいたしました。また、当社は、 この資本金の額の減少又は組織変更に異議のあ 合同会

です。 掲載紙 官報 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年五月十九日 三重県桑名市陽だまりの丘五丁目一〇一番地 令和七年五月二十七日 掲載頁 六十二頁 (号外第一〇九号)

代表取締役 加藤 株式会社桑名

合併公告及び合併につき株券等提出公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

正

誤

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (甲・乙) この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとお

掲載紙

掲載頁 掲載の日付 令和七年四月三十日 七十四頁(号外第九十七号)

新日本造形株式会社 出ください。 ある令和七年七月一日までに当該株券を乙にご提 また、乙の株券を所有する方は、株券提出日で

令和七年五月二十七日

東京都中央区銀座五丁目一五番八号

袁

飛

西村彦四郎 西村彦四郎 階」とあるは る供託公告中、不在者財産管理人の事務所住所「神 不在者 杉山 奈川県横浜市海岸通四丁目二三番地マリンビル五 訂正公告 |三番地マリンビル五階| の誤りにつき訂正しま 令和七年五月十三日(号外第一〇五号)掲載の チオビル五階 東京都台東区浅草橋三丁目一九番四号ピノ 「神奈川県横浜市中区海岸通四丁目 玲子に係る不在者財産管理人によ \mathbb{Z} 株式会社グランドユニット 代表取締役 代表取締役 (甲) GC株式会社

龍

慧子

訂正公告

額を四億千九百四十八万千六百二十五円」の誤り 八百五十万七百五十円」とあるは「資本準備金の 備金の額の減少公告中、「資本準備金の額を八億千 につき訂正します。 令和七年五月七日(号外第一〇一号)掲載の準

令和七年五月二十七日 名古屋市南区寺部通三丁目七番

代表取締役 株式会社アンブロ 安藤 弘

	.)	1.61	`
	八十六号(法務省組織令	令和七年五月一日(号外第九十 ページ 段 行 誤	
付に関する 保件指定書の交 出国制限対象者 で で で で で で で で で で	改正する	八号)公布政令	